

長野県総合計画審議会議事録

1 日 時 平成23年8月31日（水）午後1時～午後4時10分

2 場 所 長野県庁3階 特別会議室

3 出席者

委 員 内山委員 小口委員 金委員 小松委員 近藤委員 中畷委員
野原委員 樋口委員 藤原委員 増田委員 松岡委員 母袋委員
山沢委員
専門委員 上原専門委員 小澤専門委員 中澤専門委員 武者専門委員
長 野 県 黒田企画部長 岩嶋企画課長 竹淵政策評価課長 中坪企画幹ほか

4 議事録

(1) 会 議 (その1)

(進行 中坪企画幹)

それでは、定刻になりました。ただいまから長野県総合計画審議会を開会いたします。進行を務めます事務局の中坪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の出席状況について申し上げます。本日は青山委員さん、諸富委員さんが所用によりご欠席でございます。13名の委員の皆様にご出席をいただいております。本申議会条例第6条の規定によりまして会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は4名の専門委員の皆様にもご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、企画部長の黒田和彦からごあいさつを申し上げます。

(黒田企画部長)

皆さん、こんにちは。企画部長の黒田でございます。

今日は大変お暑い中、またご多用中のところを、本審議会のためにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。心から御礼申し上げる次第でございます。

また、皆様方には、常日ごろ県政発展のために各般にわたりまして、格別のご理解、またご協力を賜りまして、これまた厚く御礼を申し上げる次第でございます。

既にご通知を申し上げますけれども、去る6月30日に5名の委員さんの任期が満了いたしました。改選を行いまして、青山委員、小口委員、松岡委員、藤原委員さんには引き続きご就任をお願いいたしました。また、増田委員さんには新たにご就任をいただきました。後ほどまたご紹介を申し上げますが、よろしくお願いいたします。

さて、本県の中期総合計画に掲げました主要施策、これらの達成状況を評価するために導入をいたしました中期総合計画主要施策等評価制度も3回目を数えております。

今回の政策評価は、平成22年度、これを対象としておりまして、4月から6月にかけて、県としての自己評価を実施いたしまして、中期総合計画の主要施策等の評価書原案としてまとめたところがございます。その後、この審議会に設置をしております中期総合計画政策評価部会におきまして、7月から8月にかけて集中的なご審議を頂戴いたしまして、県の自己評価に対する総合計画審議会の意見案を取りまとめさせていただきました。本日はこの意見案に対するご審議を頂戴するものでありまして、審議会としてのご意見を確定いただくと、こういう予定をしております。

また、新たな総合5か年計画につきましては、現在、東日本大震災等々を通じまして明らかになりました社会、あるいは経済、エネルギー政策等々の新たな課題を十分に把握する必要が生じています。このために、新たな総合計画につきましては慎重に検討することといたしまして、平成25年度を初年度とする計画を平成24年度中に策定していくという考えを、6月県議会におきまして阿部知事から表明していただいたところがございます。

また、本日後半におきましては、山沢会長さんのご提案によりまして、防災の専門家のご講演と意見交換の予定をしておりますところがございます。

委員の皆様方には、ご多用中のところを長時間の審議会というふうになりまして大変恐縮でございますけれども、どうか忌憚のないご意見、それから格別のご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、冒頭に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(中坪企画幹)

では、続きまして委員の委嘱について、ご報告いたします。

ただいま企画部長より申し上げましたとおり、委員任期の満了によりまして、7月1日付で5名の委員さんを委嘱申し上げます。お手元の委員名簿をごらんいただきたいと思います。新たに増田委員にご就任をいただきましたので、ご紹介を申し上げたいと思います。NPO法人くらりnetの事務局長をされております、飯田市在住の増田綾子委員でございます。

(増田委員)

よろしくお願いいたします。

(中坪企画幹)

どうもありがとうございました。

名簿の備考欄をご覧いただきたいと思います。本審議会には、「土地利用・事業認定部会」と「中期総合計画政策評価部会」、この2つの部会が設置されております。それぞれの部会の所属につきましては、この名簿の備考欄に記載のとおりですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に配付資料の確認をお願いいたします。本日の資料でございますが、事前に送付申し上げます資料は、資料1から資料3まででございます。また、本日お手元に資料4、資料5の2種類をお配りしております。

それから、また参考までに県の自己評価書とその概要、あわせて準備をさせていただ

ております。資料1から5までと、それから評価書、それから評価書の概要でございます。資料に不足等ございましたら係の者が伺いますので、お知らせいただきたいと思っております。資料はよろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りたいと思っております。審議会の議長は会長が務めることになっております。山沢会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

(山沢会長)

委員の皆様におかれましては、本日、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、大変暑いところでございますけれどもよろしくお願ひ申し上げます。

本日、2つ、大きなことがございます。1つは、もちろん黒田部長さんが先ほどごあいさつの中でおっしゃられておりましたが、中期総合計画の主要施策等評価で県が自己評価を行いました結果に対して、樋口会長を初めとする5名の本委員会の政策評価部会の皆様が、短期間で自己評価に対するご意見をまとめられました。それについて、まず本日はご審議いただくということでございます。

それから、その他のところでお願ひをするところでございますけれども、6月の県議会で、知事さんが、平成25年度以降の総合計画の立案を明確におっしゃられたことであります。それに伴いまして、本委員会も24年度中には計画をつくり上げることになります。目標の年月がピシッと定められました。

実は計画の立案に関しては、前回の審議会以降、専門委員会で座長の上原先生をはじめとします専門委員の皆さんに議論をずっと続けていただいております。そういうことで、新たな課題の把握や審議会の意見等の集約については、もう進んでいるところではございます。これで一応、後ろが限られましたので、この審議会での審議もさらに深めなければいけないと思っております。

2つ目に、防災の関連で専門家をお招きしてご講演を賜るということです。総合計画をつくるという観点で、このご講演をお聞きいただきまして、意見の交換をお願ひするところでございます。いずれにいたしましても、4時半までの長丁場でございますので、休みは適宜とりますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、会議事項の「平成23年中期総合計画主要施策等評価について」の議題について、審議を始めたいと思っております。

まず中期総合計画政策評価部会での審議内容と、それから県の自己評価に対する総合計画審議会の意見案につきまして、政策評価部会長の樋口委員からご報告をお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。

(樋口委員)

樋口でございます。それでは、早速資料に沿いまして、政策評価部会の状況を報告したいと思っております。

政策評価部会は、先ほどお話がありましたが、青山委員、小口委員、金委員、松岡委員と私の5名で構成をしまして、7月、8月に審議を行ってまいりました。

具体的な説明に入ります前に、実はお手元に分厚い、県の自己評価書というものがあり

まして、この政策評価部会の任務は、この自己評価書について客観的で的確な評価を担保する観点から、自己評価書の妥当性を確認するということが第一の任務でございます。それから第二の任務は、さらにそれを踏まえて必要な提言を行うということでございます。

自己評価書については、委員の方々に既にお配りしてあるところでありましてけれども、念のため、最初に事務局のほうから今年度の自己評価書の結果について、ごく簡単にお話いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

(竹淵政策評価課長)

政策評価課長の竹淵と申します。ご説明いたします。お手元の資料の、この長野県の絵がかいてあります概要版をお願いしたいと思います。着席して失礼します。

2ページをお願いいたします。中期総合計画におきましては、達成目標といたしまして、127の指標が掲げられております。その達成目標の進捗状況の評価の内訳というものが中ほどにございますけれども、それぞれの127の指標を「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」という形で、進捗状況の評価をしたわけでございます。

その出し方でございますが、下のところに四角く囲ってございます。その囲ってある中の左側のほうに、若干棒グラフのようなものがございますけれども、平成24年度を最終年度といたしまして、目標値、平成24年度の目標値に達成するまでに各年度ごとに目安値というものを設定してございます。左端に目安値と書いてありまして、その上にだんだんと上に上がっていくような形で太い線がありますけれども、各年度ごとに目安値というものを設定してございます。

その評価に対しましては、例えば平成22年度をご覧いただきますと、4割という数字が見えるかと思っておりますけれども、平成22年度に関しましては、目安値に対しまして4割以下のデータであれば、それは「遅れている」という判定をします。それから、その上に若干線がございまして、平成22年度はそれ7割と定めてございまして、4割から7割の間であれば「やや遅れている」、7割から10割でいけば「概ね順調」、10割以上は「順調」という形で、来年評価いただく平成23年度になりますと、今度、6割が「遅れている」と、こういう形で、評価の基準のほうも年々上げているという形で示したものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。44の主要施策に関しまして、これも「全体的に順調」、「比較的順調」、「一部に努力を要する」、「全体的に努力を要する」という形で評価したものでございます。

この出し方でございますけれども、その下の表のところに、達成目標から見た施策進捗度の表示の方法とございますが、先ほど申し上げました達成目標の進捗評価、これ4段階であったものを点数化いたしまして、「順調」を4点から「遅れている」を1点にいたしまして、それぞれの施策ごとに平均点を出しました。すると平均点の結果、3.5点以上4.0以下の場合「全体的に順調」、2.5超3.5未満の場合「比較的順調」という形で算定いたしまして、その結果が上にあるものでございます。

全体的に申しまして、主要施策のほうを見ますと、44の施策のうち約66%に当たります29施策が「全体的に順調」、あるいは「比較的順調」となりまして、「一部に努力を要する」、「全体的に努力を要する」となったものが12施策でございました。自己評価につきましては、以上でございます。

(樋口委員)

ありがとうございました。新たに委員に着任された方もおられますので申し上げますが、県の自己評価というのは、目安値というものを定めまして、それに対する現在の状況というのを数値ベースでかなり厳しくチェックをすると、その結果を客観的な形で指標化していくというのが原則でございます。

後でご説明をしますが、数値がとれない部分とか、そういったものも若干ありますので、そういったところには補完的な方法を用いますが、基本的には、自己評価書はそういう形で構成されています。したがって、自己評価が、言葉遣いとして、「比較的順調」とか「全体的に順調」とか、「努力を要する」というのが実態にそぐわない場合もあろうかと思えます。それについてはアンケート等で補完もしておりますけれども、あくまでもこの数値、達成目標から見た施策の進捗度という客観指標が、「一部に努力を要する」あるいは「比較的順調」という形になっているという点は、最初にご留意いただければと思います。

まず資料－1をご覧ください。資料－1は、今年度の部会の活動状況でございます。以上のような形で県のほうから提出されました自己評価書です。この自己評価書では、今の数値だけでは実態がわかりませんので、現在の状況、あるいは今後の見通しについて、県としてのコメントを付して、あるいは県民の方々のアンケートを付したものを盛り込んだ、その分厚いほうの資料でございますが、これを提出していただきまして3回部会を開催いたしました。7月21日、8月2日、8月18日の3回でございます。

その中では、2回目に当たる8月2日には、県の担当部局の方々にお越しいただいて、個別の政策ごとのヒアリングということをさせていただきました。また委員の方々には、別途、この自己評価書等をお配りして、意見をいただき、その意見も含めて、部会としての意見を取りまとめたわけでございます。

今後は、ここでご審議いただきまして、9月以降は例年と同様のプロセスで、最終的には予算に反映するということまで、この評価書を活用していくという流れでございます。

そこで具体的な内容に入りたいと思いますが、資料－2をご覧くださいと思います。資料－2が今回の部会での県の自己評価書、原案に対する意見の全体的な整理でございます。

まず資料－2の1でございますが、主要施策の評価に対する意見案の基本的な考え方として、中期総合計画主要施策等評価制度が、主要施策等の実施状況について客観的で的確な評価を行い、中期総合計画の着実な推進を図ることを目的としたものであることからということで、次の2つの観点から意見を作成しました。

(1)は、今の繰り返しになりますが、県の自己評価の妥当性の検証、それから(2)が施策推進に当たっての意見ということでございます。

妥当性の評価ということについては、そこに四角にくくってあるところを書いてありますが、県の自己評価が「妥当」か、「概ね妥当」か、「妥当でない」ということであります。これは政策の妥当性ではなくて、県の自己評価の妥当性ということになります。「概ね妥当」という場合には、概ね妥当とした理由、これを明確にして付記意見としてつけております。また今回は「妥当でない」と、県の自己評価が妥当でないというものはなかったんですが、「妥当でない」ものがあれば、それについての審議会としての認識を示すという

考え方でございます。

2の施策推進に当たっての意見というのは、仮に「妥当」であっても、今後の政策の進め方について意見を申し上げる場合もあるというようなことで、全体を整理したのですが、1ページの下のところ表がございます。5項目について、「妥当」としたものが30あります。それから「概ね妥当」としたものが14ありまして、「妥当」としたものについても、14の項目については付記意見をつけてございます。合計で44の項目について評価をしております。

それから、1ページめくっていただいて、2ページですけれども、挑戦プロジェクトの進捗状況に対する基本的な考え方でございます。

挑戦プロジェクトは、各テーマに対応した主要施策の達成状況などにより、プロジェクトの進捗状況と推進に向けた取組の方向が示されていることから、挑戦プロジェクトの趣旨を踏まえ、プロジェクトをさらに推進する観点からの意見を記載したということでございます。

また、意見を作成するに当たっての視点ということで、今回も部会でいろいろ議論をいたしました。その中で2つの視点を部会の視点として決めました。1つは、主要施策に関する達成目標の客観的な進捗状況評価を基本としつつ、施策をとりまく経済要因等の分析や変化の状況を勘案し、目標達成に向けての県の努力や取組について妥当性を評価する。言うまでもなく、経済が大きく変動しておりますので、あるいは震災というような新たな大きな問題が発生しておりますので、そういった状況について勘案しながら評価をしていくということです。

それから2つ目は、達成目標の進捗状況の評価に当たって、実績値が統計の処理の関係でまだ公表されていないと、あるいは、評価時点で数字そのものが得られないというときに、これは昨年もそういう議論をしたんですが、補完的な指標をできるだけ活用していこうということにいたしました。

最後まで評価ができないということでギブアップするよりは、できるだけ実態に接近できるような補完的な数字をいろいろとって判断をしていこうと。県の自己評価書もそういう考え方で評価をしております。そこでこういったものについても、最初に示しました「妥当」「概ね妥当」「妥当でない」という3つの基準で考えることにいたしました。委員の方々からは、数字がとれないものについては「概ね妥当」というふうにしたほうがいいのかというご意見もありましたが、一応、今回は県のそういった補完的な指標も含めた自己評価についての妥当性を判断するというので、同じような3段階ということで最終的には評価してございます。以上が、基本的な考え方でございます。

次に、県の自己評価に対する総合計画審議会意見を項目別にご紹介をしていきたいと思っております。

これらのものについては既に委員の方々には意見案をお送りしまして、委員の方々からいただいた意見をできるだけ反映するような形で整理をさせていただいております。時間の関係でございますので、幾つかの点について、特にご指摘のあったことをご紹介しながら進めていきたいと思っております。

まず3ページをご覧くださいなのですが、これは表の見方でございますが、まず主要施策のタイトルが書いてございまして、下に県の自己評価が書いてございます。県の自己

評価は、先ほどご紹介しましたように客観的な数値等に基づく評価でございます。それに対して、「妥当」か「概ね妥当」か「妥当でない」という判断をしています。

「妥当」という判断をした場合には、基本的には特に付記意見をつけるということにはなっておりませんが、部会等で特に委員方々から、妥当ではあるけれども、施策推進に当たっての意見をつけ加えたほうが良いというものもございましたので、それについては付記意見をつけています。それから「概ね妥当」というものについては、なぜ「概ね妥当」であって「妥当」でないのかということを確認するという観点から、黒ポツで理由を箇条書きにしております。そういう形で全体を統一して整理をさせていただきました。

第1の項目でございます。1-01から1-08が3ページでございますが、「自然と人が共生する豊かな環境づくり」という分野でございます。

最初に「参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進」ということでございます。これは評価は「概ね妥当」ということでございます。各部門の削減努力というのをいかに効果を高めていくのかということで、しっかりとその効果的な取組を推進していく必要があると。それから、もうご案内のとおり、原発事故がございましたので、それに起因する再生可能エネルギーへの転換の動き等についても、その状況を注視しながら適切な対応をしていく必要があるということで、委員の方からもご意見をいただきました。そういう形の整理にしております。

それから、2番目の「未来へつなぐ森林づくり」は「妥当」であるということでございます。森林づくり県民税を導入しているということで、さらに理解を深めていく必要があるということでございます。

3項、4項は「妥当」であると。

5項、これは「資源循環型社会の形成」ということでございまして、前の地球温暖化の問題とも絡んでくるわけです。ここでは、実は長野県はリサイクル等の取組はかなり進んでいるということが明らかになりました。ただ全体として見ますと、下水道の普及に伴って下水汚泥がかなり増えてくるという状況を踏まえると、最終的な評価は「一部に努力を要する」という形になります。しかし、リサイクルで努力をしていただいている県民の方の意識というようなことも、きちんと見えるような形にしていかなければいけないということで、ここでは特に、下水汚泥についてはその状況を明らかにしながら効果的な削減策を進める必要がある。あわせて、長野県が他県と比較して、例えばリサイクル等でどういう位置づけになっているのかというようなことも明らかにしながら、県民全体の理解を求めていく必要があるのではないかとということでございます。

1-06、1-07は「妥当」であるということでございます。

1-08は、結論は「概ね妥当」であるということで、「一部に努力を要する」ということです。ニホンジカ等については特にご意見がございまして、ニホンジカは減るのではなくて増えている状況でありますので、生息数の把握というのは非常に難しいわけですが、県境を越えた取組等で捕獲の取組をさらに進めていく必要があるということでございます。

4ページをご覧いただきたいと思いますが、同じような考え方でそれぞれの項目について評価しました。第2項目は、「地域を支える力強い産業づくり」ということでございます。ここでは言うまでもなく、東日本大震災、あるいは現在進んでおります円高の影響等というものがございます。これは評価は22年度の施策についての実施状況の評価でございます

けれども、経済がその後、大きく動いてきておりますので、そういった点についてもしっかり把握をしながら考えていく必要があるということでございます。過去の評価だけにとどまってしまうと、方向を見誤るおそれもあるということでございます。

特に2-01、「世界へ飛躍するものづくり産業の構築」という観点、これは「比較的順調」ということでございますけれども、今、申し上げましたような観点ということも含めて、新たな産業の創出等に取り組んでいく必要があると。

また、観光については、県もキャンペーンを強力に実施してきておられますが、22年度の数字ということでは「概ね妥当」というところにあります。一部に努力を要する」という状況でございます。これについては、さらに観光業を活性化するためのいろいろな取組を、長野県の特性を生かして進めていく必要があるという委員からのご意見もございました。

それから「地域が輝く元気な農業・農村の構築」でございますが、これも「概ね妥当」ということではございます。全国の状況とか品目別の状況等をきめ細かく見ながら戦略を構築していく必要がある。評価指標は全体についての評価指標でございますが、そういう形で取り組んでいく必要がある。

それから林業の関係でございます。これについては「妥当」ということではございますが、その後の経済の状況等を踏まえて、付記意見をつけてございます。

また商業・サービス業についても、ここでは指標が「判定できない」という状況になっていますが、その判定のための指標だけにとどまることなく、さまざまな状況を把握しながら、施策をしっかりと展開してほしいということでございます。

2-07はブランドの創出の関係でございます。

2-08は雇用の関係でございます。雇用の関係では、特に男性の育児休業取得率の向上ということが部会でも議論になりました。女性についてはある程度、育児休業取得率というのは進んでいるわけですが、男性についてはかなり思い切った取組を、今後していく必要があるのではないかとということでございます。

5ページにまいりまして、3の項目「いきいき暮らせる安全・安心な社会づくり」という項目でございます。3の項目は5ページから6ページの中段ぐらいまででございます。

まず健康長寿県の確立ということではございます。これは指標がまだとれないということではございますけれども、引き続きさまざまな情報を収集して、取組をしていく必要があるということではございます。

3-02は医療の関係でございます。「比較的順調」ということではございますけれども、特に付記意見といたしまして、取組は比較的順調ですが、医療提供体制について、長期的な視野に立って県の計画をしっかりとつくっていく必要がある。医師の地域的、診療科的な偏在については、さらに効果的な対策を検討していく必要があるということではございます。

3-03は「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」でございます。これについても付記意見をつけてございまして、低年齢児保育などの環境整備については順調に進んでいると思われるが、子育てに関する要望等、県民の声の把握については引き続き努力されたいということではございます。

3-04は「高齢者がいきいきと生活できる社会づくり」ということではございまして、これにつきましても、特別養護老人ホーム等の施設整備について計画としては促進されてき

ていますが、入所希望の増加の状況等に留意し、地域全体で介護サービスの促進等も視野に入れた取組を引き続き努める必要があるということでございます。

「障害者が自立して生活できる社会づくり」ということでございますが、これも「概ね妥当」という評価でございます。

それから「地域の支え合いによる福祉の促進」、「だれもが安心できる日常生活支援の充実」ということでございますが、これらについては「妥当」ということですが、それぞれ、ここにございますような付記意見をつけてございます。

全体として、生活の面につきましては、県民の方の実感ということを踏まえて、部会としてもいろいろ議論をさせていただいて、「妥当」として、施策推進に当たっての意見というものをつけ加えるものが多くなっております。

3-08は災害に関するものでございまして、これも県民の皆様の関心が非常に高いところでございますので、過去の評価だけではなくて、さらに新しい事態を踏まえた体制づくりということをしかりしていく必要があるということございまして、付記意見をつけてございます。

6ページにまいりまして、地域防災体制です。これについても同様でございます。

「犯罪のない社会づくり」、これも、こういったものは状況が変わりますと非常に厳しいもの、数字が出てくる可能性もございまして、特に重要犯罪検挙率が「遅れている」ということで、そういったところを含めてしかりした取組が必要であるということでございます。

以下、3-11、12、13というところは「妥当」とあるということでございます。

4項目、「あすを担い未来を拓く人づくり」ということでございます。6ページの中段からでございます。

「確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む学校教育の充実」ということで、これについては、学校教育関係の状況を把握をして、さまざまな情報を活用しながら取組を強化するみたいなこと。

「生涯を通じた学びや育ちの環境づくり」、これは生涯学習の情報提供について、さまざまな対応を考えた上で有益な情報を効果的に提供する努力が必要であるということでございます。

4-03は「生活を彩る文化芸術の振興」、「妥当」とあるということでございます。

それから4-04ですが、これは事業仕分けでも指摘がありました項目でございまして、「概ね妥当」ということですが、総合型地域スポーツクラブについては、実態を十分把握した上で検証を行っていく必要があるということございまして、仕分けと重複してくる項目はこの1項目でございます。

それから7ページは「交流が広がり活力あふれる地域づくり」という大きな柱でございます。

県の自己評価について、「市町村が主役の地域経営の確立」というのは、これはちょっと言葉的には非常に抽象的ですので評価はなかなか難しいところでありまして、「妥当」といっても、さらに具体的に推進を実感していただけるような状況が必要なわけでして、市町村と県のパートナーシップを強固なものとしていくため、実効ある取組としていくことに引き続き努められたいという付記意見をつけてございます。

以下、ボランティアの関係、人権の関係は「妥当」という評価でございます。

「男女共同参画社会づくり」、これは「妥当」ということですが、さらに国や他県の状況を踏まえて取組を推進されたいという付記意見をつけてございます。

「国際性あふれる社会づくり」です。これは「概ね妥当」ということございまして、外国籍の子どもの就学支援について、正確な実態把握に一層努め、さまざまな形で実態把握をしておりますが、これをさらに強化をして、多様な就学形態の中で効果的な支援を進める必要があると。それから、外国人の観光客の方に対して、観光案内施設などの改善を進める必要があるということでございます。

以下、5-06、07、08、09は「妥当」ということでございます。

それから8ページをご覧くださいまして、5-10ですが、「公共交通ネットワークの確保」ということでございます。これも委員の方からご意見ございまして、「概ね妥当」という評価でございますが、地域の交通機関、地域公共交通の役割というものについてしっかりと位置づけをしていく必要があるということで、特に震災を機に、そういった地域のきずなというものを重視する中で、公共交通をしっかりと活用していく必要がある。維持・存続かつ活性化に向けた取組が必要である。また、高齢者などの交通弱者のニーズを踏まえて路線バスの利便性の向上とか、そういったことに取り組んでいく必要があるという、2つの指摘をしてございます。

5-11、「高度情報通信ネットワーク社会の推進」、これは自己評価は「妥当」とであるという評価になっております。

以上が、44の主要施策についての県の自己評価に関する、部会の委員の先生方のご意見も踏まえた部会の意見案でございます。

さらに7つの挑戦プロジェクトというものがございまして、9ページをご覧くださいたいんですが、7つの柱が書いてございます。この7つの柱について、それぞれ意見を右側にまとめさせていただいております。

第1の柱は、「一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦」ということでございます。経済の状況が変化する中で、単に全国レベルに挑戦するだけではなくて、長野県の経済の活性化を通じて国全体の経済の浮揚、活性化に貢献する必要があるということでございます。

2番目は、「市町村が主役の元気な県づくりへの挑戦」ということで、これは個別項目でも指摘したところを、ここにも書いてございます。

「健康長寿No.1 確立への挑戦」ということでございます。先ほどもご紹介をしましたが、医療スタッフを確保していくということで、特に医師の地域、もしくは診療科の偏在に関しては、総合診療医の養成を含む対策が必要であるということでございます。また福祉サービス、長寿を支える福祉サービスについても充実を図っていく必要があるということです。

「時代を担う多彩な人材育成県への挑戦」ということございまして、人材育成というのがこうした取組の基本になるわけでございますが、特に震災以降の日本の置かれている状況の中で、中長期的な視野に立って産業人材の育成に取り組む必要があると。学校教育についてはさまざまな調査結果等の情報を活用し、さらに施策を充実していく必要があると。生涯スポーツの振興についても、これは構成事業の実態を十分把握した上で検証を行っていく必要があるということでございます。

「出産・子育てにやさしい県への挑戦」です。低年齢児保育など環境整備が順調に進む中、男性の育児休業取得率が向上しないなど、仕事と子育てを両立できる環境整備が遅れている状況にあることから、行政を含め多様な主体が連携して、出産・子育ての環境づくりに取り組む必要があるということでございます。

「地球温暖化対策先進県への挑戦」です。温暖化対策については、国全体の状況を把握しながら長野県の置かれている位置づけを明らかにし、取組を効果的に進め、温室効果ガスの一層の削減を図る必要があると。森林による温室効果ガスの削減について、森林整備を進めることにより効果的な削減につながることから、間伐の着実な実施を行うとともに、県民の理解を深める取組が必要であるということです。

最後に、これは県民の大きな関心事項だと思いますが、「減災による安全な県づくりへの挑戦」です。大規模災害の発生に備えるため、県と市町村との連携による体制の強化を進めるとともに、集中豪雨等による災害の危険が高まっている中で、地域住民の理解と協力を得ながら減災による県づくりを推進する必要があるということでございます。以上が、挑戦プロジェクトの7項目に関する意見の案でございます。

以上が個別の意見でございますが、さらに資料-3をご覧くださいと思います。資料-3では、この政策評価の位置づけとか、その担うべき役割についても部会として議論をいたしました。委員の方からも、評価のあり方について全般についてのご意見もいただいております。

政策評価については、中期総合計画の主要施策について、県の自己評価、これに関して、先ほど申し上げましたように、客観的で的確な評価を通じて第三者評価を行うことによって、評価結果を県民に向けて公表していくというのが、基本的な役割であるということでございます。

評価結果を次の施策に生かすことも政策評価の重要な役割の一つであるので、引き続き施策や事業の改善見直し等に活用されることが必要であるということございまして、具体的には予算等の中で、この評価の結果というものが生かされていくということになるわけです。

それから、特に震災などによりまして、中期総合計画策定時点と質的に変化していると思われる分野等の状況を把握し、新たな総合5か年計画への橋渡しとして活用することが望まれるということでございます。

評価というのは、PDCAサイクルを回していくといいますか、総合計画をつくって、それをきちんと評価をして、そして、次の総合計画の実施に当たってそれを生かしていくというのが基本ではございますけれども、前回の政策策定後さまざまな経済変化、あるいは震災などの状況変化が起きておりますので、そういったものも踏まえて考えていく必要があると。

それから、この第三者評価の視点ですが、これは先ほど資料-2の中で、第三者評価の基本的な考え方としてご説明したとおりでございます。

評価部会としましては、総合計画審議会の中で計画の自己評価に関する客観評価というものをきちんと進めていくことで、これまで3年間取り組んでまいりました。次の計画をつくるに当たっては、これまでの取組の結果というものを十分生かしていただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。

(山沢会長)

ありがとうございます。事務局として補足はよろしゅうございますか。

(竹淵政策評価課長)

結構です。ありがとうございました。

(山沢会長)

ただいまご報告ございましたように、政策部会の皆さんには、本当に短期間で審議会の意見案をお作りいただきまして、ありがとうございます。そして、委員の皆様にもご意見を賜りましたこと、本当にありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告、資料－１から３でございますけれども、これについて、ご質問、ご質疑等、よろしくお願ひ申し上げます。どうぞ遠慮なくご発言ください。

大きなまとめですと、資料－２にございますように44の主要施策ですか。このうち30は、自己評価が「妥当」であるということ。それから14については、自己評価が「概ね妥当」であるということでございます。実際に自己評価をしている、その進み具合を見ますと、22年度は県の施策の中身に対する自己評価というのは、29が「順調」、「比較的順調」だったというふうに見ています。「全体的に努力を要する」、あるいは「一部に努力を要する」ところが12ぐらいあって、「判定できない」というのも3ぐらいということで、12対29という形で、県のご自分の評価としては、施策は順調に進んでいるというふうに評価されていることになるんですね。結論としては、その評価はいいだろうと、こういうことになるわけですね。

(樋口委員)

若干、部会での議論でご紹介をさせていただきますと、県の自己評価は、今回は「全体的に順調」が13で、「比較的順調」が16、あわせて29が「大体順調」であると、こういうことです。

実は昨年、一昨年は、「全体的に順調」のものはもう少し多かったんですが、だんだんハードルが厳しくなって、数字がとれるものについては、きちんとした客観指標が設定されていれば、きちんとやっていくことによって計画が着実に推進されていると言えるんですが、かなり数字がとりにくいものがありまして、その場合に、とりあえずこれが近い客観指標かなということで数値をとらえているケースがありますので、今後、次期計画において、この評価システムを導入するということになった場合には、数値の設定というのをしっかりしていく必要があるのかなと。

一番問題になりましたのが、先ほどもちょっとご紹介しましたけれども、数字がとれないケースなんです。計画期間中に実績が出てこないというような統計もございまして、これですと何のための評価かわからなくなってしまいます。委員会でここ3年ほど、できるだけそれに近いものということで議論はしていますけれども、そこについても次期計画ではどういうふうなやり方をするか、きちんと最初にコンセンサスがあったほうがいいか

など、こういうご意見も委員会の中で出ました。

(山沢会長)

皆様のほうで、どうぞご遠慮なく。

余計な話なんですけれども、この内容、自己評価に対する評価結果はわかったんですけども、この自己評価で、施策そのものの評価、これはどこか別のところでやるんですか。

(樋口委員)

今後の流れも課長のほうから、ご紹介したほうがいいのかと思います。

(竹淵政策評価課長)

資料－1をご覧くださいければと思います。

これでご意見をいただきましたあと、県の対応方針といいますか、どういう取組をするかということを検討いたしまして、9月早々、企画調整委員会で決定しまして、部局長会議を経まして議会にご報告し、あわせて、県民の皆様からご意見をいただくような、大体、1カ月程度を予定しておりますけれども、それをいただきまして、10月から1月、いわゆる来年度予算の関係のところ再度、施策検討をして、予算編成のほうに反映するという形をとります。

したがって、自分たちで評価したものをここでご意見いただきまして、それを反映して次のPDCAサイクルを回すという形で、事業のほうも踏まえまして検討させていただくという形になっております。

(山沢会長)

ありがとうございます。

あと、挑戦プロジェクトは、点数による評価というわけにはいきませんが、評価の要素がもうちょっと出ないかというようなご意見は専門部会でなかったのでしょうか。

(樋口委員)

挑戦プロジェクト自体が、それぞれの施策を束ねてプロジェクトとして柱を立てるといえるか、象徴的なものになっています。実は、挑戦プロジェクトに対する意見は、個々の評価での意見を踏まえて作ろうというのが、今回の部会での意見案の作成の考え方でございます。

ただ、ご指摘のように、挑戦プロジェクトというのはそもそもそういう旗頭ですから、もっと大所高所からそこについて審議会として大きな意見を出すということもあるんですが、今、私もちょうど新しい計画づくりが始まりますので、大きな方向性については、そちらのほうの議論をまずきちんとしていく、我々のほうはあくまでも評価ですので、評価という視点から、そこでは意見をまとめていくというふうにデマケ（デマケーション：仕切り）をいたしました。

従来から委員の方からは、この評価の中で根本的な見直しをして大きな、例えば全体の柱というようなことも、もちろん評価の中で意見を言い得るわけですけども、今回は別

の場がありますので、そちらのほうで議論していただくようにと。この制度のあり方についても一部の委員からご意見いただきました。そこも部会として議論した結果としては、そういう形でとりあえず整理をしようかというふうにしております。

今後のスケジュール、資料-5に今後のスケジュールがございますので、そちらのほうで議論を深めることができればと思っております。

(山沢会長)

ありがとうございます。決して感覚的な話ではなくて、500くらいある事業の中で、挑戦プロジェクトに関連するのはこのような事業であろうというふうな目安も、ある程度、持った上で、結論を出されているということでございますね。

(樋口委員)

はい。

(山沢会長)

ほかはございませんでしょうか。

委員の皆様にはご意見もいただいておりますのでございます。いかがでございましょうか、資料-3のところに非常に重要なことが書いてございます。私どもの一番の任務でございまして、次の中期総合計画の策定では、質的に変化していることを把握するということでございます。今のご説明ですと、この中の対応を見ても、内容、幾つかございましたけれども、わかりにくいところもございまして、これから考える上での資料を作っていただく上では、質的にこのようなところは変化しているということをごきちん指摘していただくということも必要かなと思っておりますので、お忙しいでしょうけれども、何卒、よろしくご意見申し上げます。ほか、よろしゅうございますか。

特にご意見がないということでございまして、ただいまご説明いただきました、資料-1、2、3で述べられております当審議会の意見案でございますけれども、これを当審議会の正式な意見として取り上げたいと考えております。よろしゅうございますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし

(山沢会長)

ありがとうございます。一部、字句の修正等も出るかもしれませんが、その場合には、部会長と私にご一任をよろしくご意見申し上げます。修正等がございましたら、後日、事務局からもちろんお送り申し上げますのでございます。

では、そのように決定させていただきます。ありがとうございます。

次は、防災に関する講演会と意見交換でございます。準備がございますので、10分ほどお休みして再開は2時10分です。

(中坪企画幹)

2時10分の再開をお願いをいたしたいと思います。

(山沢会長)

この時計で2時10分ということですね。2時10分の再開ということで、どうもありがとうございます。

(2) 講演及び意見交換

(山沢会長)

それでは定刻になりましたので、会議を再開させていただきます。

前回の4月の審議会で、東日本大震災等の発生を踏まえまして、防災分野の専門家のお話をお聞きして、大規模災害があった際に県民の生活を守ることでできる社会システムというのはどのようなものであるかということをし勉強したいとお話しました。もちろん、この総合計画審議会でそのシステムをつくり上げるということは、非常に重要であると考えているところでもございました。是非そのような機会、勉強するような機会をつくっていただきたいとお話させていただきました。県のご努力によって、本日、このような講演会を開くに至りました。会長としても大変喜ばしいことと思っております。

本日は、関西大学大学院の永松伸吾先生にご講演をいただくわけでございます。そのあとで、引き続き意見交換をしていただきまして、私どもの使命でございます総合5か年計画づくりの参考にさせていただきたいと思っております。

なお、本日の講演会にあわせまして、県の防災関係を所管しております、危機管理部の下條部長にもご出席いただいております。下條部長、自己紹介をお願いします。

(下條危機管理部長)

下條でございます。よろしくお願いいたします。

(山沢会長)

それでは、まず永松先生のご紹介を事務局からお願いいたします。

(中坪企画幹)

本日、講師をお願いいたしました、永松伸吾先生をご紹介します。

先生は福岡県北九州市のご出身です。中央大学法学部政治学科を卒業後、大阪大学大学院国際公共政策研究科に進まれまして、平成13年に国際公共政策の博士号を取得されました。

平成22年までの通算6年間、大規模災害発生時に災害対応の現地支援を行うために設立されました「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」に在籍をされ、阪神・淡路大震災の教訓を生かした実践的な防災研究を進められました。

平成22年4月に関西大学社会安全学部准教授に就任され、現在、大学院社会安全研究科において教鞭をとられております。

先生のご専門は公共政策、地域経済復興でございます。

社会が超巨大災害に対してどのように向き合い、どのような公共政策を展開していくべきかという問題意識のもとで、被害を減らす「減災」という観点から政策論を展開されております。

平成16年の新潟県中越地震、平成19年の中越沖地震、また本年3月の東日本大震災など、近年発生しております大規模地震災害においても、精力的に活動をされております。

以上、簡単ではございますが、永松先生のご紹介をさせていただきました。

(山沢会長)

ありがとうございます。永松先生、今日はお忙しいところ、その上暑いところ、信州までおいでいただきまして、ありがとうございます。先生、多分、大変忙しいというふうにご推察申し上げますけれども、長野県のためにご講演をよろしくお願い申し上げます。

【演題「大規模災害と地域社会」 講師 関西大学社会安全学部准教授 永松 伸吾氏】

<はじめに>

どうも皆さん、こんにちは。ただいまご紹介に預かりました、関西大学社会安全学部の永松でございます。座って失礼させていただきます。

実は、私、仕事で長野県に来るのは初めてでございます、特に長野市というのは本当に、スキーとかもちょっとやっていたものですから、八方とかあっちのほうには何度か行ったこともあるんですが、本当に仕事でこちらのほうに来させていただいたのは初めてで、非常に山に囲まれたすごく落ちついた町で、いい町だなと思いました。

それと同時に、事前に資料も送っていただいたんですけども、長野県といいますと、ちょうど西日本と東日本の境目ということで、非常に断層帯も多くて、実際、世間の多くの方はあまり気がついていないんですが、東日本大震災の中の東日本にはおそらくこの長野県も含まれているのであって、そうした地震の被害というものもありました。長野県は非常にそういった地震リスクの高い地域であるという認識は私もしております。ある意味、こうした豊かな自然環境の恩恵を受けながら、同時にそういった災害のリスクというものも背負っているという、そういった中でどうやって共存をしていくか。これは何も長野に限った話ではなくて、もう我が国の国土全体に言えることですが、そういった部分で、何か今日、私のお話が総合計画の参考にさせていただけるならばと思っております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それで、私はもともと法学部出身なんですけれども、そのあと経済学に大学院のほうで移りまして、ちょうど私がその大学院生だったころが阪神・淡路大震災が起こった翌年で、ちょうど神戸というものが、そのあとの経済復興プロセスで非常に難儀したといひましようか、非常に不景気で、不景気と重なってなかなか経済復興が進まないという中で、その阪神・淡路大震災からの経済復興、あるいは災害からの経済復興というのは、一体、どうあるべきなんだろうかといったことを研究したというのがもともとの、災害と私のかかわりでございます。その後、人と防災未来センターというところに移って、いわゆる防災というものに視野を広げて研究をしているということでございます。大学院では、あるいは大学では、災害経済学とかリスク経済論といったようなことを教えているわけでございます。

今日のお話は、私が、もう3年になりますけれども、2008年の11月に「減災政策論入門」という本を書きました。実はこれ震災後に結構売れたらしいんですけども、まだ増刷というほど声はかかっておりませんので、まだまだ余っているかと思ひます。もし

よろしければお買い求めいただければと思うんですが。そちらのほうに書かせていただいた内容が約半分と、それがレジュメで言いますと1枚目、資料の1ページ目のところになります。それから今回の震災を受けて、ちょっと総合計画ということでもう少し具体的なお話に入っていくということで、2ページ目ということになっています。3ページ目以降に図表がついていますので、適宜、こちらのほうを参考にしながら、お話を進めさせていただきたいと思います。

私は、その本の中で「減災政策」という言葉を使わせていただきました。減災というのは今でこそかなり、特に今回の震災のあとに「減災」という言葉、非常によく使われるようになってきましたけれども、必ずしもまだ十分に理解が進んでいない言葉かと思えます。

そのことを、そもそも減災とは何かと、あるいは、今、我が国が直面している防災、減災の政策のいわゆる現状を正しく認識するために、ちょっとさかのぼって戦後の日本の防災行政というものがどのように進められてきたかというお話をまず最初に行いたいと思っております。

I 戦後防災行政の成果

(i) 1980年代までの劇的な被害軽減

まず戦後の防災行政の成果ということで、1980年代ごろまでは、我が国の防災行政、あるいは防災政策といってもいいかもしれませんが、防災行政の成果というのはめざましいものがございました。

1枚めくっていただきまして、3ページ目の図1、図2というのをご覧ください。まずこの図1というのは、これは防災白書の最初のほうに毎年載っている図に、ちょっと当時の社会背景を知るためにGDP成長率、経済成長率の折れ線グラフを重ねているものです。

戦後、大体1960年代ぐらいまでは、もう毎年のように死者1,000人を超える被害というものを我が国は経験していたということでございます。例えば1946年などは南海地震、昭和南海地震というのが起こったりもしているんですけども、主にこれは風水害の被害でございまして、特に戦時中に、我が国は多くの政策資源をいわゆる戦争に投入したために、こういった国土の保全といったものが非常に遅れていたと。そのことが、我が国を全体的に災害に脆弱なものにしていたわけでありまして、したがって、ひとたび台風に見舞われますと、すぐに100人から1,000人単位で人が亡くなるといった、そういった被害を繰り返してきたわけでございます。その極めつけが、1959年に起こりました伊勢湾台風でございまして、伊勢湾を襲った台風による高潮等によりまして、5,500人くらいの方が亡くなったということです。

それ以降、我が国の防災行政というのは、特に1962年に災害対策基本法というものができまして、大きな転換を迎えます。災害対策基本法によって国家の防災対策の枠組みが定められ、それから治山治水緊急措置法という、そういう治山治水を強力に進めていく法律もできまして、あるいは激甚災害法といって、災害のあとの復旧、復興の財政支援を強力に行う法律もできまして、この3点セットで予防を進めつつ、そして災害対応も基本法で抑えつつ、そして復旧・復興も速やかに、そして

より災害に強い国土にするために保障しつつという、そういう3点セットで防災対策は進められていきました。

この成果というのは非常に効果的だったんです。それが証拠に、1959年、60年以降は、死者1,000人を超える被害というのは、1995年の阪神・淡路大震災と、それから今年を例外とすれば一切起こっていない。近年、阪神・淡路大震災以降ですと、死者が三桁になる年というのも限られてきた。それぐらい、我が国は、ある意味、自然災害に対して安全になっているということは、これは間違いない事実だと思うんですね。

それを支えていたのは一体何かというと、もちろん、先ほどのような幾つかの法律があるということもそうなんですが、もう少し具体的に見ていただきますと、図2というのをご覧ください。この図2というのは、我が国の歳出予算に占める、占めるという言葉は正確ではありません、歳出予算に対するというふうに変えていただければと思うんですが。歳出予算に対する防災関係予算の割合の推移。ここでいう防災関係予算というのは、一般会計以外の特別会計も含まれておりますので、それでちょっと占めるというと全部が含まれている印象がありますので、ちょっと正確ではないと申し上げたんですが。つまり我が国の一般会計歳出予算を基準とした場合、その何%ぐらいが防災関係の予算として使われているかという、その比率の推移をあらわしたものでございます。これは災害対策基本法ができてからこういう統計がとられ始めておりますので、1962年以降にこの数字があるわけです。

これを見ますと非常に興味深いのは、災害復旧、濃い×の印が、1962年当初は大体4%ぐらいだったのが、ずっと1980年代半ばぐらいまで、大体1%台ぐらいまでずっと下がってきているということですね。つまり、復旧というのはつまり被害を元に戻すわけですから、復旧費が低いということは、それだけ災害による被害も相対的には減っているということの意味しているわけです。

その反面で、この災害予防の部分、これは■の印ですけれども、これは、わずかながらではありますが少しずつ、本当はもう0.1%にも満たない、0.2%、0.3%ぐらいから1%を上回るくらいまで予防の費用が上がってきた。これは非常に、しばしば日本の防災対策というのは、途上国の模範として見られることが非常に多いんですね。それはどうしてかということ、経済成長の過程の中で予防対策にお金を使い、そしてそこで被害が減ります。その被害が減った分、その被害が減ったお金をさらに予防に費やし、そしてまた被害が減ってお金が浮いて、それをまた予防に使ってという、非常に望ましいお金のサイクルができていと理解されました。実際に、本当にその浮いたお金を回しているかどうかは、それはもう財政全体の枠の中ですので、そういう考えがあったかどうかは知りませんが、しかし、こうやって見ると、対策をやって被害が減って、それをまた予防に使ってという、理想的なサイクルが成り立っていたということとございます。ただ、そういう動きが見られたのは1980年の大体中頃まで、それ以降はあまりそういったきれいな、被害が右肩下がりに減っていくというような、そういうサイクルは見られないわけですね。人的被害もここまで減りますと、あまり減らないということになってくるわけです。

つまり、そういった循環というのは大体、いわゆる戦後防災行政がこれうまくいったということが断言できるのは大体1980年代半ばぐらいまでで、そこから先は、1995年の阪神・淡路大震災ですとか、あるいは今年の、大体2万人くらいが亡くなったということになるかと思いますが、このように、めったに被害は起きないんだけど、一旦起こるととてつもない被害をもたらすという、1980年代半ば、あるいは90年代以降、ちょっと災害の性格がやっぱり変わってきたというふうに考えるのが、どうも正しかろうというわけでございます。

ちなみに、ちょっとレジュメの1ページ目に戻っていただきますと、「減災」という言葉は、阪神・淡路大震災以降によく使われるようになったというふうに書かれてある本なんかもあるんですけども。これ、私、文献を徹底的に調べ上げた結果、少なくとも1980年くらいにはもう「減災」という言葉が一番最初に使われていたんですね。それはどういうことかという、先ほども言いましたように、ちょうど80年代ぐらいまでは劇的に、それまでの我が国というのは非常に災害の被害を受けやすい脆弱な国土だったものですから、ある意味どこもかしこも災害に弱い、そのこの堤防を少しでも上げることができれば、劇的に被害は軽減するという、そういった時代だったわけですね。

ところがそういった防災対策の、防災投資というのが全国一巡しますと、ある程度災害に強くなってくると、では次の防災投資を一体どこにしたらいいのかと。当然、ある程度、これ以上に災害を減らそうとすると、当然、ものすごいコストがかかるし、そのために、一体、どこに投資をしたらいいのかということも、非常に選択が難しくなってくるわけですね。ところが他方で、国民というのはもう災害は起きないと思っていて、そのように、例えば川のすぐそばにもたくさんの住宅が建ち並び、都市が、町が開発されていってということですね。今回、仙台がすごく大きな津波の被害を受けましたけれども、市内のある地区は、やっぱりどうもこのころに宅地開発がなされていって、本来、あのあたりは市街化調整区域と言われていて、本来、あんな住宅が建ち並んでいてはいけないところなんです、なし崩し的にそういう開発が進んでいったと、どうもそういう背景もあるようです。ちょっとそれは余談ですけども。

ただ、これだけ防災対策が効果を上げてきますと、ほとんどの国民はとにかくちょっとでも雨が降って水が漏れたりすると、対策をもっとしなさいということを政府に要求していったわけです。これに対して、京都大学の防災研究所の先生方の書かれた論文なんかを読むと、本当に完全に水害を防ごうと思ったら、どれだけ高い堤防をつくらなければいけないか、それにはどれだけのコストがかかるか。そこにまた、そういうことを求めるというのは不老不死を求めることと同じように、天をも怖れぬ不遜な願望だというようなことが文章に残っているんです。このころ、やっぱり日本の高度成長も止まって、財政的にも非常に厳しくなってきた中で、完全にすべて災害を押しえ込むということは、技術的にはこれはできないということが、一部の専門家の間ではわかっていたんです。そういったところから、この「減災」という言葉が生まれてきたということなんです。先ほどの被害の推移のグラフなんかを見てみると、この80年代というのがどうも一つの転機だったということは、も

う間違いなく言えるわけでありませぬ。すみませぬ、ちょっとゆっくりしすぎたのでちょっと進みます。

(ii) 災害リスクの質的転換

私は、先ほど申し上げたように、災害リスクの質が変わったんだと申し上げているわけでございます。これは資料の4ページ目をご覧くださいませぬと、図3、リスクカーブと災害抑止力になりますが、これはもう簡単な話でございます、横軸に災害の被害をもたらす外力、例えば地震であればマグニチュードとか、震度でかまいません、震度何という地震だと思ってもらえばいいんですが、あるいは雨ですと、時間雨量が例えば何ミリとか、そういうことを考えてもらえばいいんですが、その外力が低い、つまり例えば震度2とか3とか、そういった地震はしょっちゅう起きますね、発生確率は非常に高いです。ところが、震度5強とか6弱、あるいは6強とかというように大きな外力になってきますと、当然、発生確率が下がっていきますので、一般的にそういった外力の発生確率とその規模というのは、こういった右下がりのグラフになるわけです。

いわゆる防災対策をやっていくことによって、例えばこのD1と書いてあるような、このレベルまでの外力についてはハードで抑止ができた。それを、いろいろ対策をやっていくことによって、D1までの抑止力だったのがD2まで、例えば抑止力を上げることができた。これは大変結構なことで、被害は減ります。ところがD2よりも大きな外力というのは、やっぱり依然として社会は弱いわけですね。だからこの部分というのはやっぱり残るわけです。これはどれだけそのD2のレベルを上げていったとしても、必ずここは残ります。だから、これからの時代というのは、もう80年代以降はそうなんですけれども、防災対策が進んでいけばいくほど、一旦起こるときの被害というのは、もうとてつもなく激甚になっていく、そういったものは必ず残るわけです。

(iii) 低頻度巨大災害対策の困難性

今、我が国が直面している災害リスクというのは、まさにこういう種類のリスクでありまして、ある意味、どこでも毎年のように起こる災害というのは、人々の意識も続くし、あるいはどこに対策を打てばいいかということもすぐわかる。これはある意味、対処しやすいわけですね。ところが、このようにめったに起こらないけれども、一旦起こると、とてつもない被害が起こる、これは低頻度高被害型リスクといえますけれども、これは非常に難しい性格を持っているということになるんですね。

具体的に、レジュメの1ページ目に戻っていただいて、では、その低頻度巨大災害対策というのは一体、なぜ難しいのかということなんですけれども。

今、我が国も、これは阪神・淡路大震災以降なんですけれども、中央防災会議のほうでも、やっぱり主に念頭に置いているのは、この大規模災害対策であります。これに非常に力を入れているわけですね。つまり、一旦起こるとカタストロフィック（突然の大惨事）な被害をもたらします。

ちょうどこの震災前までに、こういった大規模災害が想定されていたのかというのが、4ページ目の表1に示されております。例えばここに宮城県沖地震、首都直

下地震、利根川の洪水、東海地震、東南海・南海地震、大阪直下地震とかというようなことが、確率評価と、それから被害の想定というものがなされているわけであります。

ご存じのとおり、宮城県沖地震というのはもう前から、この30年以内に99%の確率で起こると言われていて、そういう意味では、今回の地震というのは、確かにこの宮城県沖地震の想定区域に被害が起こったわけですが、実際にはこの想定をはるかに上回る規模の地震が、この宮城県沖地震だけではなくて、三陸沖と、それから福島沖の3つの地域が連動して起こるといって、ここで想定されていなかったようなタイプの地震が起こったわけでありまして、政府はこのように想定をして、それに対して対策を打つということをやっていたわけですね。ですから、全く今回の地震が全くノーマークだったかということ、そういうわけでも、実はなかったということなんですけれども。

1 ページ目に戻っていただいて、こういう低頻度高被害型の災害というのは、まとめると、1 番目に、まず想定した被害がそのまま発生するとは限らない。これはもうまさしく今回経験したことでありまして、実際にはもっと大きな被害になってしまったということでもあります。

それから2 番目、長期評価なので、いつ起こるかどうかはわからないということで、これも悩ましい問題であります。例えば、ちょっと私、数字は忘れましたが、例えば日本で、活断層で一番発生確率が高いと言われているのが糸魚川構造線、あれが確か30年で12%か、もうちょっと高かったかと思いますが、18%ですか、18%ということなんですけれども。18%といっても、確かにこれめっちゃめっちゃ高いんですけども、それでは、来年起こるといって話と、30年後に起こるといって話では随分、やっぱり違いますね。いつ起こるかというのは、実はそれはわからない。

それから3 番目、発生確率の高い順に起こるとは限らないということで。実際、これまで東南海、例えば東南海・南海地震なんか70何%という、非常に高い確率で予想されていますけれども、その前に新潟県中越地震が起こり、中越沖地震が起こり、もっといえば、東海地震の前には阪神・淡路大震災が起こりというような形で、発生確率が高い順に起こるといって、そういうものではないということ。

それから4 番目、当然のことながら、こういった想定にない大規模災害が起こる可能性というものも否定できないわけでありまして。

福島県の事例として、ちょっと図4というのをご覧になっていただきたいんですけども。これは、私、いろいろところで委員をさせていただいているんですが、実は福島県の企業立地ガイドということで、福島県の公式に出しているパンフレットから引っ張ってきたんですが。実は福島県は強固な地盤、安全・安心な産業基盤、「強固な地盤で大きな地震が少ない、安全・安心なビジネスステージ」という、こういった形で企業誘致に、自らの県の安全性というものを強調して企業誘致を行ってきておりました。これは昨年度のもので。

ただ、これをどう考えるかということですね。人によっては、地震には安全なんてないんだから、こんなものを大々的にうたう県の姿勢が間違っているという、そういう批判をされる方もいらっしゃると思います。しかし、この安全だということの根拠

というのは別に福島県が勝手に言っているわけではなくて、これは実は文部科学省が発表している確率的地震度予測地図、つまり全国の地震発生確率を総合的に評価した結果、どの地域で、30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は何%です、ということの評価したこの図に基づいてこれを出しているわけで、別に福島県が勝手に言っていたわけではないわけです。ところが実際には起こってしまった。しかも、確かにこれを見たら、福島県というのは、もう日本でも最も地震の発生確率が低くて、現に地震保険なんかも一番安い料率がつけられていた地域でございます。

実はこれはやっぱり問題は、その0.3%とか0.2%というふうに震度6弱以上は評価されていたわけですが、ここで重要なのは、0.2%とか0.3%の事象が起こったのでは実はないんです。そうではなくて、そもそもこの確率評価の前提となる地震が、地震の想定が間違っていたということなんですね。つまり、このマップをつくる際に、この活断層とこの活断層とこの活断層は大体これぐらいの規模で、こういう確率で地震を起こすだろうということを想定して、評価をするわけですが、その活断層とか、あるいは地震モデルの想定が違えば、当然、結果は変わってくるわけで、今回の地震というのは、そもそもの想定にない地震が起こってしまったものですから、全く違う結果になってしまったということで。こういう低頻度巨大災害というのは、なかなかこういった意味でのリスク評価というものに乗ってきにくい性格があるということでございます。

(iv) リスク内容の多様化と複雑化

それからもう一つは、リスクの内容の多様化と複雑化ということなんですが。特に、これは今に始まった話ではないんですけれども、災害のリスクというものを事前にすべて想定して、それらに対して事前にすべて手を打っておくという考え方というのはどんどん難しくなってきました。例えば、これは阪神・淡路大震災までは、やっぱり地震で亡くなるとか災害で亡くなるというのは、直接的に例えば建物の下敷きになるとか、あるいは水に流されて亡くなるといったことが主要因だったんですが、阪神・淡路大震災でクローズアップされたのは関連死でございます。6,437名の方が、行方不明もあわせ阪神・淡路大震災は亡くなっていますけれども、5,500人が大体、建物の下敷きになって亡くなった方で、残りの919名ですか、これ資料の5ページ目に表を載せておりますが、震災とは直接関係なく、その後の避難生活の中で命を落とされた。新潟県中越地震に至っては、その割合というのはもっと上がっているということで、これはいろいろな理由があるかと思えます。もともと超高齢化地域を地震が襲ったとか、あるいは逆に、これは直接死が少なく済んだという要因も実はあるのかもしれませんが。今回の東日本大震災、まだ関連死がどれだけになっているかということはわかっておりません。正直、そういった正確な統計がとれるのかどうかということも、実は我々危惧しているところでございます。

とにかく災害によって人が死ぬという、その死に方も非常に多様化しています。既に被災地で聞かれているのは、仮設住宅の中で、例えば福島なんかですと、避難生活の中で将来を悲観して自ら命を絶たれた方ももう出てきているといったことでありますし、いわんや、今回、原発震災といわれるような形で、震災とか自然の

外力がまた新たな事故を引き起こすといったようなこと。なかなかこういったものまですべて、もちろんこれは原子力発電所の場合は、想定していなかったといえば、正直、済まされない部分はあると思います。ただ現実として、やっぱり我々が、当然、想定されていないような被害というものが出てくるといったことは、やっぱりどうしてもこれ避けられない部分が、これだけ社会が複雑化してくると、あるのではないかということでもあります。

それから、もう一つ強調したいのは、災害による失業の問題というのも非常に問題になってきております。今回の東日本大震災では、被災地で失業された方が、大体、推計では、20万人ぐらいに及ぶと言われていて、これも非常に社会問題化しつつあります。今のところは、どうやら失業保険等で食いつないでいる方も多いので、まだ抑えられているんですが、間もなくこれ失業保険が切れるんですね。福島県ですと、おそらく来月ぐらいから、4,000人とか5,000人ぐらいの単位で毎月失業保険が切れる方が出てくると。

私がこういう事例をすごく重要視しているのは一体なぜかと言いますと、よく一般的に災害の被害は、災害防災対策というのは自助、共助、公助の順番だと。場合によっては、自助7割、共助2割、公助1割みたいな言い方がされるんですね、とにかく自助だと。例えば住宅の耐震化をして地震に備えましょうとか、あるいは、水害に備えてすぐに逃げられる、避難する体制をなさいと、自助だと言われていて。それは決して間違いでないわけですね。ただ、災害のリスクというものをより広くとらえた場合に、果たして、我々が自助だけで減らせる部分というのはどれぐらいあるのかと考えてみると、どう見ても私は7割というのは言いすぎではないのかなという気はしています。

確かに今回の津波の被災にしても、私もいろいろな地域を回りましたがけれども、我々は2万人も亡くなったと思っておりますけれども、個々の集落単位で見ると、どんなに多くても、例えば石巻が一番多いのか、石巻とか、あるいは大槌町とか、そういったところで亡くなったといっても、やっぱり人口の10%強が最高で、そういった最悪の被害を受けたようなところでも、少なくとも8割5分から9割近くは助かっているわけですね。地域によっては、もうほとんど避難行動をとって亡くなっていないというところもあります。ですから、確かに自助努力とか地域の助け合いとか、その避難行動によって命が助かったというところは多数あるわけでありまして。ですから、自助の重要性を否定するつもりは全くありません。しかし、彼らは生き残った後、それから、また生活を立て直して生きていかなければいけない。その地域の被害をまた立て直してやっけて行かなくてはいけない。その間、つらい避難生活を乗り越えていかなければいけない。そういったところまでは、やっぱり自助では無理なんですよね。やっぱり防災対策というのは、これまでは単に命を守るとか物理的に被害を減らすということだけだったんですが、そういった、そのあとの生活の問題というものまで考えていくと、単純に自助努力だけでその被害が減らせるものでは、自助努力だけでいいという話にはならないだろうと考えています。

II 減災政策の課題

そこで、私がこれからの減災政策の課題と申し上げているのは、やっぱりある意味、人的被害とか物的被害というのは、戦後の歴史を見ればかなり減らすことができた。次に巨大地震が起こったときにはもちろん、とてつもない被害になるかもしれませんが、それを一朝一夕に被害の規模を減らすということは、どうやらこれはもう難しい。どこにどれだけの投資をしたらいいかという、そんな、あるいはそれを劇的に減らすためには、それなりのまとまった投資と都市構造を抜本的につくり変えるぐらいの荒療治をしない限り、劇的に震災の被害を減らすということはおそらくできない。もちろん、それは目指すべきなんですけれども。

そう考えると、我々がこれから目指すべきは、まず、政策目標の転換として、「被害を軽減」するということだけではなくて、よりトータルに震災後の人々の生活の保障も含めた、「尊厳ある生の保障」というものを減災政策の目標に据えるべきではないかということ。

特に「減災」という言葉が使われるようになった、「減災」という言葉は完全にもう被害を減らすことはできない、一定の被害というのはある程度許容して、そこと共存していかななくてはいけないという発想が背景にあるわけですね。そうすると、やっぱり起こった被害からどう速やかに地域社会を回復させていくかという、事後的な対策というものの重要性はやっぱり相対的に増してきているんだと思うんです。ですから、事前対策と事後対策を総合的に検討していく必要があるだろうということ。

次に、これまでの防災対策というのは、災害による弱者、災害によって困っている人を救済するという弱者救済の発想だったわけです。でもそうではなくて、今回の震災なんかを見てもよく言われることなんですけど、もちろん貧困層とか低所得者層というのが災害の被害を受けやすく、また、より深刻な問題を引き起こすことは間違いないんですけれども。しかし、こういう都市の巨大災害のリスクというもの、あるいは大規模な災害のリスクというのは、リッチな人であれどんな人であれ、少なからず多くの方が巻き込まれていく。特に失業なんていうのは、自分自身に責任がなかったとしても経済システムそのものが崩壊してしまえば、だれもが首を切られるというリスクはある。そういった形で、より困った人を選別して助けるというのではなくて、もうすべての人が災害の被害を受ける可能性があって、それらを等しく救済する安全保障という発想が必要ではないかということでもあります。

それから最後に、これは特にハード的な部分で私がよく言っていることは、やっぱり予防対策を考えていくに当たって、もう少し社会の持続可能性を向上するといった観点から予防対策を考えることができないかということでもあります。例えば、住宅の耐震化というものをなぜ人々が行わないのかということを考えてときに、これまでも指摘されてきたことは、住宅の耐震化というのは、今の日本の住宅というのは、大体、耐用年数が平均27年と言われています。そうすると、27年間の間に、その住宅が被害を受けて壊れる可能性というのはもうほとんどゼロに近いわけですね。それだけしか持たない住宅でなくて、例えばこれが200年、300年にわたって使われる建物であるとすれば、当然、その間に被害を受ける可能性が高いので、だったらそれはきちんと耐震性を備えていかなければならないと。例えばそういった、

いわゆる耐震化という投資が十分、経済的にリターンを生むようにするためには、やっぱり一つのものを長期にわたって使い続けるというような社会的な仕組みがないと、なかなかそれを、地震に備えるだけでは耐震化はペイしないということがあります。

それからもう一つ、これは最近の私の研究でわかったんですけども、どうやら耐震化をするか、しないかということは、例えば現場レベルでいろいろ話を聞きますと、住宅の耐震化をする、古い耐震性の低い住宅に住んでいる方というのは高齢者が多いんですけども、その中でも耐震化に至る人というのはどういう人かというと、子どもとか孫が近くに住んでいて、遊びに来るような家がすごく多いんです。行く行くは子どもにこの家を譲り渡そうとか、あるいは、子が同居しているとか、そういうケースというのは、将来世代がその家を使うということが、ある意味、前提なので、あるいはそこに子どもたちが住んで、この子たちに何かあってはいけないとかというようなことで耐震化をするということは、これが非常に多いんですね。

やっぱり、災害は滅多に来ないといっているのは、これ非常に人間中心の発想でございまして、社会というものが200年、300年、400年、あるいは1000年にわたって続いていくということを前提と考えれば、災害というのはリスクではなくて、必然だと思うんです。だから、そういう社会の仕組みをつくっていくことによって、より耐震化とか災害に備えるということが、人々にとって当たり前の行動になるような社会をつくっていくということが、実は何よりも増して重要なことではないかということを経験して訴える。

そうすることによって、レジユメの2ページ目になるわけですが、いわゆる災害被害の軽減策というものが、社会に当然のこととして内生化されるような社会を本来目指すべきではないかということを行っているわけでありまして。そのためには、自助、共助、公助という、ここまでの自助だ、ここまでの共助だということではなくて、やっぱり政府、民間、あるいは市民が協働してやっていくような、新たなアプローチが必要ではないかということを行っているわけでありまして。

Ⅲ 地域防災の課題

(i) 予防対策

その具体的なこととして、ちょっとこれからの地域防災の課題ということで、ちょっと全体的に申し上げていきたいと、ちょっと具体的な話を申し上げていきたいと思えます。

まず予防対策についてなんですけど、もう少し具体的な話をしますと、まず最初にリスク評価の限界というものを正しく理解していかなければならないんだらうなということなんです。よく言われていることが、これは、私も今、某政令市の防災対策の見直し検討委員をやっているんですけども、その中で必ず出てくるのが、例えば自治体の防災対策なんかで備蓄がどれぐらいありますかとか、あるいは、特にこれ備蓄の話が非常に多いんですけども、何人分の備蓄を何日分用意していますかといったときに、大抵が、被害想定の数値を念頭に置くわけです。だから、例えば某市では、最大で20万人避難者が出ますという想定がなされている。そうすると、では備

蓄物資は20万人分用意をしておきましょうということになるわけです。それは一つの割り切りとして、その想定を使う分にはこれはいいんですけども、往々にしてその自治体のその説明が、想定で20万人になっていますから20万人ご用意をしておりますということで、議会で答弁してそれでもうおしまいという形になっているケースが非常に多い。

しかし、実際には、先ほども言いましたように、そのリスク評価というものの前提が変われば、その数字も大きく変わってくるものがございますから、では、その20万人をはるかに上回る避難者が出るような事態に至ったら、それはどうするんだと。もちろん、それは、では40万人、50万人分の備蓄を用意しておけという話には、これは必ずしもならない。それにはコストもかかりますし、全くレアなケースですので、そこまでやるかどうかというのはまた別問題ですけども。でも、そうなった場合には、例えばどこからか応援の手はずはあるのかとか、それをどういった形で調達するような方針を考えているのか、あるいは、その物資に頼らず、避難者を別に移動させるような代替の手段をとっているのかと、そういったことをこれまで、そこまで突っ込んだ議論をやっばりせずに済ませてきたというところがあったのではないかと思います。そういった意味で、予防対策においては、リスク評価というものは、ある程度限界があるということをやっばり理解しておく必要があるだろうと。

それからもう一つは、マルチハザードで検討するということです。これは、行政の防災対策というのは特に、例えば先ほど災害対策基本法の話をしましたけれども、はっきり申し上げまして、災害対策基本法でいわゆる総合化されているのは災害対応の部分でございまして、予防の部分というのは、実は災害対策基本法の範疇外ととっても過言ではないです。一応、地域防災計画には予防編がありますけれども、大体、その予防のための財源というのは、例えば公共土木施設であれば、土木が財源を持っています。学校の耐震化であれば、教育部局が持っています。住宅の耐震化であれば、建設部局が持っています。公園など避難施設ということに関しては都市計画とか、そういったところが持っています。それぞれがばらばらに財源を持っているわけですね。そうするとどういったことが起こるかということ、例えばその地域コミュニティの中で十分な避難場所が確保されているかどうかということにかかわらず、小中学校の例えば耐震化の順位は、それとは全く関係なく、例えば市民からの要望の高い議員さんが熱心なところとか、そういったところから耐震化の順番が決まっていくとか。あるいは、例えば避難所というのはほとんど公立の学校が使われているわけですけども、その小学校とか中学校が実は浸水が予測されるような地域の中にあるけれども、そこはそのまま避難所として指定されていて代替の避難場所がないとか、そういったことが、わりといろいろな市町村でそのままになっている。最近、そういったことも指摘され始めてはきていますですけども、なかなかこういった予防対策を総合的に考える、あるいは地震対策、あるいは水害対策、それぞればらばらに検討されているがために、その地域にとって一番、最優先に必要なものというのが一体何かというところの観点から、耐震化の順位が決まっていくということが非常に行われにくい環境に、今、あるように思われます。

そういった観点から、もう少し地域をベースとしていろいろな災害、場合によっては、それは大規模事故とかも含めて、いろいろなケースの場合で、どこにどういう形で例えば市民が避難をしたらいいのか、どういったところに、例えば備蓄物資を置いたらいいのかということを、総合的に検討する仕組みというものがやっぱり必要ではないかと思います。

(ii) 災害応急対策

次に、災害応急対策の部分なんですけれども。これは今回の震災が非常に問題だったのは、やっぱり市町村が非常に広域化してきたということ。そして、それぞれの自治体の職員数が減少していった中で今回の大規模な災害が起こったということは、やっぱり非常に注目すべき点であります。

一部の方は、今回の被害は、公務員を大幅に減らしたことが原因の人災みたいなことをおっしゃる方がいて、私はそこまではさすがに言い切れません。例えば1995年、阪神・淡路大震災当時と同じくらい職員がいたとしても、やっぱり大混乱だったろうとは思いますが、人が減ったということが、今回の震災の混乱の主要因とまでは思いませんが、しかし、やっぱり市町村が広域化したことによって、なかなか、どこにどれだけの方が避難をしているかといった情報が、県の災害対策本部なんかにもほとんど入ってこなかったというのは、これは実感としてあります。私は3月26日、27日、28日、29日に、宮城県庁の国の現地災害対策本部の中において、災害対応のお手伝いもさせていただいたんですけれども、本当に宮城県庁の中でも、全くと言っていいほど、末端の避難者の様子が伝わってこない。自衛隊の方が一番、現地に行って直接見てきてよく知っているんですけれども、自衛隊の方ですら、我々が本当に現地の避難所をすべて把握し切れているかというとし切れていませんと断言しておられました。それぐらい被害も大きかったし、もういろいろなところに行っていたわけなんですけれども。

そうすると、例えば、いわゆる救援物資を届けるための仕事を日本通運さんなんかは請け負っていたわけなんですけれども、彼らもラスト1マイルがわからないと。かなり近くまで、もう本当に半径5キロぐらいのところまで物資が届けられたんですけども、そこから先、どこにどうやってどれぐらいのものを届けたいかというところの情報と、アクセス手段がもう途絶えていたということが非常に問題になって、やっぱり地震から1カ月たっても、ずっと、もう1日食べる食料がおにぎり1個とか、あればいいほうみたいな、そんな避難所が実はまだごろごろあったという話を、私も大分耳にしましたけれども。

こういったことが実際に起こったというときに、これにどう対応していくかということ、やっぱりこれは行政としてもしっかり考えておかなければいけない。これは、やっぱり一義的には、市町村ができないんだったら、もう地域コミュニティにやっていただくしかないわけなんですけれども、それにしても手放しで、では地域コミュニティ頑張っただけというわけには、おそらくいかないであろうということと、そういった意味では、地域コミュニティの機能強化ということは、当然、求められると思うんですが、それだけではなくて、外部からの応援、民間企業、それからボランティア、被災者による協働というものも、より具体的に進めていく必要がある

だろうと思います。今回、私が見聞きした中ですごいなと思ったのは、ボランティアを自衛隊の人たちが自衛隊機で現地に運んで、そこで炊き出しをやってもらおうみたいな、これまでの日本の災害対応では考えられない、ボランティアと軍の協働みたいなことも実際に行わざるを得なかった。それぐらい、深刻な状況にあったということでもあります。

2番目に、行政機能の継続なわけですけれども。実は今回の震災で非常に問題になったのは、もちろんこういった災害対応業務が、ほとんど、例えば大槌町なんかですと、もう町長が亡くなる。役場の方も、何%ですか、もう3割ぐらいでしたか、が亡くなるといった大変な被害に遭った中で、もう行政機能そのものがほとんど麻痺してしまっているというような自治体がありました。今まで我々が地域防災計画とかということを考えてときに、暗黙のうちに、行政の庁舎というのは無事だというようなことを念頭に置いていた。あるいはライフラインは使えるというようなことが念頭に置かれていたわけです。しかし、これからの時代においては、何が起こるかわからない。場合によっては、また飛行機が落ちてきてとか、あるいは今回の場合ですと、これだけ電力が足りないような事態ですと、何かの拍子に大規模停電みたいなことも起こり得るような、そんな時代になってきますと、やっぱり役所が使えませんかという事態を想定していませんでした、というのでは済まないような時代になってきたのかなと。それは行政がいろいろな民間企業に対して、事業継続計画、よくBCP (business continuity plan) と言われますけれども、事業継続計画をつくれといったことを行政から民間企業に働きかけているのと同様に、やっぱり自治体にもBCP、何があっても最低限の業務の継続を行うといったような計画は必要だと思いますし、そういったものを考えていく必要があるだろうと。

それからもう一つは、やっぱりその被害想定に依存しない計画にしていく必要があるだろうと。例えば、ここまでは津波が来ない。例えばここは揺れても震度5だから、これくらいの耐震性でいいだろうということ、それは予防対策としてはその割り切りが必要だけれども、でも、それを上回って、例えば理由が何であれ、例えばそれはテロだって何だっていいんです、何が起こるかわからないということを見ると、実は庁舎が万が一何か使えなくなったときに、そのときはどうするんだということを考えておけば、それはどんな事態があったとしてもそれは活用できるわけですね。そういったことは、被害想定に依存しない部分で、やっぱりつくっておく必要があるだろうと思いました。

3番目の経済・社会機能の継続ということで、これが私は一番重要視している部分なんですけれども。大規模災害が起こったときに、地域の経済活動を継続し、また、その早期の再開を行うための対策ということをやっばり考えておかないといけないと思います。今、何が問題になっているかということ、三陸の地域、三陸の津波の地域というのは、今、都市計画がかかっていますから仮設の店舗すらも建てられない、市街地には建てられないような状況です。そうすると、被災地の中でお金を使う機会がない、雇用の機会がないということで、かなりの人たちが被災地の外に暮らさざるを得ない。あるいは、被災地の中に仮設住宅で暮らしていても、大きな買物は内陸のほうに出て行ってせざるを得ないというようなことです。おそらく

こういう状態が続けば、もうここには住めないということで、どんどん人口流出は加速していきだろと思うっております。ですから、例えばよりよい被災地の復興をということで、一生懸命時間と莫大なお金をかけて大規模な復興を計画するのは、それはそれで結構なんです、それができ上がったころには、もうそこには人が全然いないなんていうことが起こるかもしれない。というようなことを考えますと、これは三陸の事例なんです、やっぱり被災した地域で、それまでと同じように経済活動を進めていくような対策というものは必要だろうと。

これまで、その切り札として言われていたのが、企業の事業継続計画、BCPだったわけですが、しかし、これはあくまで供給側の対策に過ぎません、例えば被災された方が一時的に外に避難したとかとしますと、被災地域の中で物が売れないとか、あるいはBCPを持っている企業は、自らの企業の業務継続、事業継続のために、あえてその地域から工場、あるいは生産拠点を他に移すということを行います。BCPというのはそういう意味で、別に地域のためにやるわけではなくて、企業の生き残りのためにある計画なので、例えば福島の南相馬なんかに行きますと、企業は、あそこで作ったものは風評被害で売れないということで、工場を一時的に地域の外に移転させて、その結果、地域で雇用が失われて、実際、南相馬は人口が半分ぐらいになっているんですけども、そういったことが起こるわけですね。

今、私なんかはすごく力を入れてやっているのが、被災地の中に雇用機会を生み出して、なるべくそこから人が出て行かないように、その中で経済活動が行えるような仕組みをつくることだということで、キャッシュ・フォー・ワーク (cash for work) という活動をしております。今日、私と名刺交換をしていただいた方は、私の名刺にこのキャッシュ・フォー・ワークのシールが張ってあったと思うんですけども、これは、復旧・復興のためのいろいろな活動に被災された方々を雇用して、彼らの収入機会にしようという、そういう活動でございます。実はこのキャッシュ・フォー・ワークという言葉で言い出したのはここ最近なんですけれども、これは途上国なんかで非常に活発に行われている復興手法で、実は9月7日に、私、このキャッシュ・フォー・ワークというタイトルで、岩波ブックレットからちょっと本を出しますので、またそちらも興味があれば、お買い求めいただければと思うんですが。

実は新潟県の中越地震、中越沖地震のときに、弁当プロジェクトというのに、私がかかりまして、図6をご覧になっていただければと思うんですが、7ページ目ですね。中越地震のときに、その被災地である小千谷市で飲食業を、主に料亭とか、割烹とかそういったところが、避難所にいる被災者向けに自分たちで弁当をつくって提供するという活動をしました。これは小千谷市のほうから、弁当をつくってくれという依頼がその組合のほうにあって、それを自分たちで作ったわけですが、当時、飲食業者というのは、水道は復旧したんだけど、ガスはまだ復旧していない、しかも一部の店舗は建物が壊れてしまって、とても営業なんかできるような状態ではないというような状況だったのを、その組合で連携して、店がつぶれたところはつぶれていないところに手伝いに行けど。ガスが復旧していないなら、プロパンガスが使えるところが煮炊きしようと、ほかのところは冷凍食品を詰めると。

米が炊けない。米は地元、柿の種をつくっている越後製菓という会社があって、あそこだったら米が炊けるだろうということで、米を炊いてもらおうと。そういった形で地域の企業が横に連携して、避難者向けの弁当を供給したという、そういう事例が実はあって、私、これを知って、同じことをやれるじゃないかということで、中越沖地震のときに柏崎に持って行って、そこでも成功しました。

こういうふうには、災害対応に必要な業務を被災した人たち自らが担うことによって、その地域の経済活動の継続に役に立つということをやっていたんですね。そういった活動をやっていく上で地域の組合であったりだとか、あるいは行政と民間企業とこういった組合といった、地域のいろいろなステークホルダー（Stakeholder・利害関係者）の連携というものが、非常に地域経済の復興に対しても威力を発揮するというのを身を持って経験しておりましたので、今回のキャッシュ・フォー・ワークの活動なんかでも、そういったことを訴えているわけです。

またレジュメに戻っていただきますと、最近行われているプロジェクトで、一つだけちょっと興味深い例を申し上げたいと思います。これは「相馬海援隊」という通称なんですけれども。相馬市の仮設住宅に今たくさんの方が避難生活を送っていらっしゃるわけなんですけれども、高齢者の方なんかは買物に出られないわけですね、車がもう運転できないという方は。そこに被災された、同じように仮設住宅で生活されていらっしゃる方々を10数名雇用して、そういった仮設団地に行商に行ってもらおうという活動をするんですね、リヤカーを引いて。それで移動販売をするわけです。それでその仮設の入居者の方で、そういう高齢の方々にそれを販売して、時には、こういったものが欲しいんだけど、といった形の御用聞きもやる。そういった形で、次の日にまたそれを仕入れてそこに持っていくと。こういった活動をすることによって、もちろんそれは買物支援にもなるわけですが、間接的に高齢者の見守りにもなっている。しかも、場合によっては、その高齢者の悩みとか、災害のときの恐怖なんかも黙って聞いてあげたりなんかして、それはいわゆるメンタルケアにもなっている。そして、またそういった活動が、被災して仕事を失った方の雇用の創出にもつながっているという、そういう活動が今後、福島県庁の緊急雇用創出事業の一つのモデルとして行われているわけなんですけれども、こういった形が、今、行われている。こういった形で、とにかく災害が起こった後の経済社会機能を何らかの形で継続していくための検討というものは、大規模災害の対策としては絶対に必要になってくるし、今、実際に、そういったいろいろな事例が被災地では生まれていっているということでございます。

(iii) 災害復旧・復興制度

もう時間がないので、簡単にいきたいと思います。災害復旧・復興制度ということで、これはこれからの被災地でもそうですし、おそらく長野県のどこかで、今回栄村なんかでも被害が出ていますけれども。これまでは、大体、災害の被災地というのは人口が増えていくということを前提として考えてきた。神戸なんかはまさにそうでした。人口が増えていくということを前提として、まずは元に戻す復旧をやって、それからその次の時代に向けてプラスアルファを復興だというふうな考えてきました。しかし、人口が減っていく社会において、復旧してプラスアルファが復

興だという考え方がもう成り立たなくなっているというのは、もう中越地震のときから言われてきたわけであります。ところが、今の災害復旧・復興のシステムというものは、元に戻す部分に対しての財源は保障されて、すぐくすばやくそのための財源、お金はつくりますけれども、それとは違う仕組みのものをつくろうと思うと、なかなかそれがうまくいかないという財政システムになっている。これは県の問題だけではなく、都道府県レベルの問題ではなくて、もう国家レベルの問題なんです。こういったものをこれからどう考えていくかという問題はあろうかと思えます。

(iv) 地域コミュニティの機能

最後に、地域コミュニティの機能ということで、ちょっとつけ加えておきたいと思えます。いろいろ申しあげましたけれども、やっぱり地域コミュニティというものは非常に重要だと思えます。それはどうしてかという、やっぱりいろいろな政策というものは、どうしても縦割りに行わざるを得ないというのは、これはもう行政機能が高度化してくれば、当然やむを得ない部分があろうかと思えます。しかし、その縦割りの部分を実際、横につなげていって、その地域にとって何が大事で何が優先順位が高いのかということを決めていくのは、やっぱり横につなぐ地域コミュニティでないとそれはできないわけであります。

それからもう一つは、実は、私がこれまで申し上げてきた減災とかの考え方というのは、何もその減災分野だけの話ではなくて、福祉とか環境とかといった分野とも非常に密接につながってくる話であります。これは私が非常に感動した茨城県日立市のある地域コミュニティの話なんですけれども、日常的に高齢者の買物バスの運行、コミュニティバスなんかを地域でやっている。あるいは、地域コミュニティの中で、そういった高齢者の方に定期的に集まってもらって、いろいろなレクリエーションをやったりすると。あるいは、そういった高齢者の方と幼稚園児が協働で、例えば街角の花壇づくりをやるとか、そういった活動も綿密にやっている。そういった中で、彼らが見聞きした災害時要援護者の情報を、自分たちでカルテをつくってコミュニティセンターの中にストックしていつている。だから、彼らは行政から要援護者の名簿の提供を、「別に要りません、我々は自分で持っています」と言うわけです。何かあったときには、そのコミュニティの中で、この名簿をもとに自分たちで安否確認なんかができる体制をとっていますということです。

今、地域コミュニティの中で、その災害時要援護者名簿をだれが持つかみたいなのがしきりに議論になっていますけれども、地域コミュニティは、それは荷が重いか、それ、だれが管理するのかということですが、おそらく行政から一方的に与えられた要援護者名簿というのは、持っていたとしてもほとんど機能しないだろうと、個人的には思えます。それは、まず持っていたとしても、要援護者の状況というのは日々変わっていきますので、そういったメンテナンスは持っているだけではなされないですし、実際に具体的な支援に結びつけられないということを考えると、今、申しあげた、日立のあるコミュニティの事例というのは、日常の地域福祉の活動と防災の活動が非常に有機的に連携しているすばらしい事例かなと思っています。ですから、そのコミュニティの人たちは、非常におもしろいことを言っ

いました。私たちは、防災訓練をやっても200人くらいしか集まりません。いや、200人も集まれば立派だなと思っているんですが。でも、全然、それが問題だとは思っていません。それはあくまでも役員関係が手順を確認するだけの訓練だと思っていて、実際に何かあったときに安否確認なんかを見つめて動く体制はもうきちんとできていますから、防災訓練で200人しか集まらなくても、それは全然問題ではないとはっきりおっしゃっていて、これはすごいなと思いました。

ただ、やっぱりそういったコミュニティというのは手放しでやっているということではなくて、やっぱりそこにはかなり手厚い、コミュニティの中で独自に人を雇用して、やっぱりそこは事務局となってやっていける、あるいはハード面も含めた質的な部分もきっちり確保されているということは、もう間違いない事実でありまして。おそらくこれから地域コミュニティは大事になっていくだろうとは思いますが、そのときに、やっぱり行政がお金を使わないための口実として地域コミュニティにという発想だと、おそらくそれはうまく行かないだろうなど。地域コミュニティを機能させていくためには、それなりのやっぱり手厚い支援というものがおそらくは必要になってくるだろうと考えております。

すみません、ちょっと予定よりも5分超過してしまいましたけれども、以上で終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

(山沢会長)

ご講演ありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。

大体、45分ぐらい時間がございますので、どうぞ、この際、いい機会でございますので、どんどんご質問を、お聞きすることがございましたらお願いいたします。どうぞ。

(金委員)

どうもありがとうございました。信州大学経済学部の金と申します。大阪で生まれ育った者なんですけれども。

お聞きしたいんですけれども、災害対策基本法というのがあって、そのほかに最近だったか、国民保護法という、何かテポドンが飛んできたときを想定したようなものがあったと思うんですけれども、今回の場合、その国民保護法なり、それが何か関係したのか、しなかったのか。災害の、こういう例えば宮城県の場合、そういう国民保護の何か計画をつくっておられて、役に立ったのか立たなかったのかとか、もしその情報があればということ。

それから2つ目は、やっぱり大きな災害があったときに自衛隊が出動して、それで、いろいろな救助とかに当たっていくことになると思うんですけれども、自衛隊で、緊急のときには、もう男も女も関係なくですけれども、やっぱりそのあと女性とか、特に母子とか、何かそういう自衛隊の中にもそういう配慮的なものというものがあるのかなど。そんなふうなことで情報があればお聞きしたいんです。

それから3つ目は、自助というふうにおっしゃって、最後は運とかいろいろあると思うんですけども、サバイバルをしていく基本的なツールというのを考えたときに、まずやっぱりお水を確保するとか、自分の身の安全を確保する。お水、けがをしたら、心臓に近い場所であればいいんですけど、危なっかしいですが、この程度の知識しかなくて。そうすると、小中学校とかでいろいろな、やっぱり急にやってもだめだと思うんです。これが、例えば女性の普段の護身術とか、ちょっとこれ私も大学でそういう委員会をやっていた関係で、女子の体育に護身術とかを入れられないのかなと考えてちょっと相談したりしたんですけども、結局、やっぱり結論は、そんな急にやってももう絶対使えない、だめだということになりましたけれども。

そうはいつでも、例えば倒れたときに心臓マッサージだとか、AEDの使い方だとか、そういう基本的なツールというものをやっぱりちょっとこの機会に、情報共有していくとか、何かそういうふうな問題のことも議論があるのかなと。この3つのことで、お願いします。

(永松先生)

まず1番目の国民保護に関してですが、今回の災害は武力攻撃事態ではないので、国民保護法は適用されていません。ちなみに申し上げますと、諸外国では、いわゆるそういう大規模な災害が、例えばアメリカですと、テロのあとの被災者救援とかそういった部分については、何もそれは自然災害と全く区別なく同じスキームでやることになっておりまして、原因がテロだからとか、あるいは自然災害だからということで所管する法律が変わっているというのは、これ日本がちょっと変わっているところで、そこはちょっと掘り下げるときりがないんですけども。今回、国民保護法というのは全く対象外でした。

それから2番目は、自衛隊の話というよりは、むしろ女性のお話だというふうに理解しましたけれども、これ、今、非常に重要な論点となっておりますし、とにかく災害と女性というのは、もうこれは国際的にもすごく問題にもなっていますし、今、日本でもその問題について、例えば関西学院大学では、そういう研究プロジェクトも立ち上がっていますし、内閣府にもそういった担当のセクションができていますと聞いています。

例えば避難所の中での女性の立場というのは、すごくやっぱり弱いんですね。小さな子どもを抱えている女性だとか、例えば、もう毎回言われていることですけども、女性が着替える場所もない。授乳をする場所もない。それから、救援物資の中でも、そういった女性に対する配慮が少ないだとかといったこともいろいろ言われています。そういったことで、いわゆる避難生活とか、あるいは災害対応の中での女性の立場の向上みたいなことは、これからもすごく重要なテーマになってくると思います。

3番目の、その自助のためのサバイバルの手法というのは、それは例えば救助活動というか、救命救助ということであればこれまでもいろいろ行われておりましたし、ちょっとそれは具体的にどういった分野のことを指すのかというのがイメージがちょっとできなかったんですが。

例えば、三陸地方では、津波から自分の命を守るのはそれは自分自身の責任という、有名な言葉で「津波でんでんこ」という言葉があるんですけども。津波が来たら、でんでんこ、ばらばらに逃げなさいと。ほかの人を助けることを思うなど。とにかくみんなが一

目散に高いところに向かって逃げろ。それが結局、たくさんの人たちが助かるための術だということ、彼らは経験的にやっぱり学んでいて、私も話では聞いていたんですが、今回、被災地に行っているいろいろ話を聞いてみると、ものすごくやっぱり生きていますよね、その言い伝えというのが。これは本当にびっくりしました。

例えば釜石市は小中学生の避難で亡くなった方がほとんどいないということで、すごく有名になっていますけれども、別に釜石市だけではなくて、ほかにもやっぱりそういう教えを守って、命が助かった集落が実は結構あるんですね。だから、そういう成功体験というのは、もっともっと2万人が亡くなったというのは確かに重い現実なんですけれども、見方を変えて、やっぱりそういった言い伝えがあったおかげで2万人で済んだという側面もやっぱりあるのかなと感じます。

(山沢会長)

どうぞ。

(上原専門委員)

ありがとうございました。とてもためになりました。キャッシュ・フォー・ワークですけれども、小千谷とか柏崎とか、僕も現場を知っているところなんですけれども。

お金の流れをもう少し先まで話をしていただけませんか。市のほうから発注が行って、提供いただければそこに支払いが行って、支払いが行ったお金はどこへ行ったのか。あるいは、その中に被災の方々がどう受け取るものがあるって、受け取ったものは、今度はどの場所でどんなように使われていったのか。

小千谷、柏崎はまだ地域が限定されていましてから、例えば上越とかそちらのほうにもお金が流れていったと思いますけれども。今回、非常に広い範囲になります。一帯の経済というのがとまってしまっている状態、そういうところでそれがどういう役割を果たしているか。それが被災の方々にとってどんな意味があったのか、役立ち方があったのか、具体的に知りたいと思います。

(永松先生)

そうですね、例えば小千谷なんかの事例ですと、やっぱり店がつぶれて、従業員を抱えている、これもう首を切らなければいけないところが幾つかあったわけですが、その仕事があるおかげで、その従業員の首を切らずに済んだ、そういった方々にお給料を払えたと。その人たちがそのお給料をどう使ったか、正直、それはわかりません。しかし、確実に言えることは、そのお弁当がもし被災地に発注されていなければ、被災地の外に発注されていた。そこで使われたお金が、それは中に、被災地の中に入ってきて、それによって雇用が守られたわけですね。それを考えているわけです。

例えばこれは、柏崎の場合ですと、その弁当をつくったというだけで、大体1カ月だけで5,000万円ぐらいの売上があったんですよ、たった弁当だけですけれども。今、東北のほうでやっている活動は、これは私も全部を把握し切れているわけではありません。ただ、私はキャッシュ・フォー・ワークということでいろいろやりながら、例えばあるボランティア団体は、このキャッシュ・フォー・ワークということで、日本中、世界中から義援金

を集めて、そのお金を直接被災者に渡すのではなくて雇用しているんですね。そして、例えばボランティアが行うようながれきの撤去とかの活動を被災者自身にやってもらっています。そうすると、例えば、今、私が聞いているだけで50人ぐらい雇用されているらしいんですが、その50人の雇用が1年間継続されます。ボランティアがやってくれば、確かに、がれきはきれいになるけれども、その雇用は生まれなかったわけですよ。そういうことが非常に、被災者自身もそこにかかわることによって非常に満足度も高いし、またそれが収入となって、その人たちがまた地域でお金を使ってくれば地域経済の復興の起爆剤になり得るということでもあります。

また、気仙沼市では、被災者自身が組合というか協会をつくって、行政から仕事を受けて仮設住宅、避難所の中でそういう組合をつくって、事務局も避難所の中に置いて、30人規模の雇用をして、やっぱりがれきの片づけとかをやっていて、今は、もう少しちょっと別な活動を、避難所の見守り活動だとか、仮設住宅の見守り活動とか、そういったところにも広げていっているという話は聞いています。

(山沢会長)

ありがとうございました。ほか、どうぞ。

(小口委員)

阪神・淡路の震災の際には、発災直後の建物の倒壊による傷害とそれに伴うクラッシュ症候群などの合併症による死者が多かったという教訓から、超急性期（直後の48時間）の重症外傷、熱傷、クラッシュ症候群に対応するために、DMATという救護チームが結成されました。そして、今回は、発災直後に多くのDMATチームが全国各地から派遣されました。しかし、現地では津波による死者が大部分を占め、建物の倒壊による死者は極めて少なく、同チームはあまり貢献することなく帰ってきてしまいました。その後、発災2・3日から、避難所を主に急性期の病気が発症して病院などに集中し、本格的救護活動が始まりました。

これには、今回の地震が震度7と極めて大きかったにもかかわらず、家屋の倒壊が少なかったという特徴があったからといわれています。

そこで私の質問は、このようなタイプの地震は起こる可能性が高いかどうかということです。もし、少ないとすると、DMATチームの役割というものを再検討する必要があるのではと思っていますのでご質問します。

(永松先生)

津波がなければという話ですけれども、私は文系の人間ですので、聞いた話ということでお許しをいただければと思うんですけれども。

地震による建物被害というのは、単純にその震度との関係で決まるのではなくて、どういう周波の揺れが発生したかということに依存するんだそうです。つまり建物には、その建物の構造によって非常に揺れやすい地震波の周期というものがあるそうなんです。一般的には、普通の木造家屋であれば1秒未満の周期、大型の高層ビルとかになりますと、3秒とか4秒とかの周期とか、そういう建物によっていろいろ固有のものがあるんだそう

です。今回の地震というのは、実は0.1秒未満の非常に短い周期と、20秒以上の非常に大きな周期が非常に強く出た地震動だったそうなんです。そういったことで建物に対する被害がたまたま出なかったということが、これは土木の専門家の話で、そういうことは複数の人から同じ話を聞きましたので間違いないと思います。

そういう観点から言うと、よく言われているのが、例えば仙台市は非常に耐震化に前向きに取り組んでいたから被害が出なかった、という報道もされたりもしました。確かにそういう側面もあったかもしれないんですけども、それは本当にたまたまで、次に例えば東海地震とか、多分、この辺で影響を受けるとすれば東海地震でしょうけれども、そういったものが起こったときに同じような被害の出方をするかということ、その保証は全くないと。どういう地震波が出るかというのは、その地震のプレートがどういう割れ方をするかということによって決まってくるので、そこまで詳細に予測できるモデルというのは今現在ないと。だから、それは本当にたまたまそうだったんだということだと思います。

(山沢会長)

ちょっと一つよろしいですか。ポイントとして、地域コミュニティを機能化させるというお話がございまして、多分、これは非常に大きなことだろうと、思うわけでございます。

大きさ等のお話は、今日お話になかったんですけども、先生のお書きになった論文に、地域コミュニティを核とした災害対策へという文章の中に出ていますが、コミュニティの大きさのことがありますね。それから、そのコミュニティを組織している人たちの職業とか生活環境とか、そういうことによっても随分違うようですね。

例えば宮城県の場合ですと、海岸地区でうまく機能している地域コミュニティと、仙台の閑上(ゆりあげ)から若林(昔は農村地帯で今は住宅街になっている。)の地域コミュニティとは全然違うと思うんです。そういう観点も含めて、組織の大きさとしてはどのぐらいがいいのか。大きくなるとだめなようなお話もあるし、コミュニティの構成員の気質ということでも違う。どのような点に配慮しなければいけないのか。その辺をもう少し細かくというか、先生が一番お感じになっているところをお話し願えますか。

(永松先生)

コミュニティの規模の話で言いますと、このペーパーの中にも書いたんですけども、ちょうど14ページ目のところですけども。例えば、今、自主防災組織というのがあって、それを例えば、いわゆる防災対策では、この自主防災組織というのが一応、全国津々浦々あって、どこもやっぱり地域防災というと、そこが中核になるという形で地域防災計画なんか書かれているわけです。

ところが、総務省の統計ですと、自主防災組織の平均加入世帯数というのは284世帯ですから、かなり小さいんですね。おそらく、これ多分、小学校区ということになると、おそらく1万とかぐらいいはあると思うんですけども。だから、おそらくこの284というのは、もう本当に町会単位ぐらいなんです。もちろんこれ平均ですから、中には8,000世帯とかで自主防災組織をつくっているところもありますし、もう20世帯みたいなところも、それはありますし、それはばらばらなんですけれども。ただ、一般的には非常に小さいです、今の日本の自主防災組織は。

ところが、例えば仮設、実際に災害が起こったときのその後のサバイバルというか、その生活を考えたときには、避難所運営をやっていく単位としては、やっぱりこれ小さすぎるんですね。そういう意味では、小学校区単位ぐらいのほうがおそらく、その地域防災の単位としてはいいのではないかと。それはどうしてかということ、それは実際に避難所を運営する単位になるということ。それからもう一つは、それぐらいの規模があれば、さまざまな専門的な職能を持った人たちが、そのコミュニティの中に存在するであろうということ。それから、やっぱりある程度まとまった計画とか事業を行っていくためには、それなりのマンパワーが要るので、それぐらいの規模でないと、なかなか回っていかないだろうなということを見ると、小学校区単位、数千世帯単位くらいで一つの核をつくったほうがいいのではないかなと思います。

実は災害救助法という法律がありますけれども、あれができたのが1946年だったと思うんですけども。当時の、ここにも書いてありますけれども、当時の自治体数というのが幾つあったかということ、1万以上あったんです、市町村の数が。今、1,000何百でしたか、1,700ぐらいですよ。だから、いわゆる戦後間もなくは、いわゆる市町村というのは、私が今ここで言っているような地域コミュニティと同じぐらいの単位だったはずなんです。そういうことを前提として、だから、きめ細かに避難所に炊き出しをやったりというのも、割と市町村の役割みたいに、昔は考えられていたんですね。地方に行ったら、役所は災害が起こったら何をするかということ、まず炊き出しをやるということですよ。小千谷市に行ったときも、小千谷市の職員は、地震のあったときに、炊き出しをしなければということ、米を大量に調達したということですね。やっぱりそういう発想なんです。市町村というのは、まず現場に駆けつけて行って、被災者のため炊き出しをするというのは、多分、親の世代とかがやっていたという発想なんですけれども。もう今は、とてもじゃないけれども、そういう時代ではないですよ。

だから、そういう機能を担う部分というのが、今、すっぱり抜け落ちているような段階で、そこを一体、だれが担うのかということと言ったら、もう今の段階では地域コミュニティしかないだろうと。特に都市部においては、それも、どちらかというともみんなが参加してみんなでやるというような農村型の牧歌的なコミュニティではなくて、どちらかという、その政府内の、自治体内の別の政府というか、いわば、ほとんどの人たちはそういう地域防災活動は全くやってこないんだけど、災害のときに支援が必要になるという人たちに対して、そういう人たちにどう対応していくかということを考える組織というのがやっぱり要るのかなと、地域の中に。そういったことを考えています。

(山沢会長)

母袋さんどうぞ。

(母袋委員)

違うことで。先生の所見ということでお聞きしたいんですけども。災害の程度、規模というのは、今回こういう大激甚というものより、我々よく長野県で経験するのは、もっと小規模な災害です。この小規模的な、あるいは中規模的な災害に対して、さっきお話した自助、共助、公助の中の公助の役割というのはいろいろあると思うんですが。

その中で悩むのは、被害を受けた、例えば床上、床下浸水、死者はいなくても、個人の家が被害を受けたとか、田畑等に対して、どこまで公助の部分、お金の面での支援をしたらいいのかということです。激甚になると国の一定のものがあって、公共にしろ、個人にしろ、見舞金的なものにしろ、金額も決まっているわけですが、それ以外のものはもう地域で考えなさいと、ある意味ではこういうことですよ。そこで、我々も悩むのは、個人の資産形成に対して、どこまで公的な支援ができるのかということで、去年上田市は経験したんですが、悩みました。全国の事例といってもそんなに多くはない。

そんな中で、先生のお考えとして、そういう状況だとしたときに、どの程度まで公的な支援をすべきなのかについてのお考えがもしございましたら、参考までにお聞きできればと思います。

(永松先生)

最終的にどの程度の支援をすべきかというのは、これはもう高度な政策的な判断だと思うんですけども。少なくとも、私は、個人資産だから公的に支援してはいけないということはないです。それはどうしてかという、やっぱりそういう補助というのは、おそらくそれはその震災、そういう災害があったからそのときだけ機能するというのではなくて、おそらくは、それは災害によって額の違いはあるとは言え、多くの市民にとって同じような機会を提供するものであるとすれば、それは、ある意味、公的な保険としての役割を果たしているんだと思うんですね。それは、例えば、失業保険は、あれは社会保険ですけども。そういった形で例えば生活保護とか、それと同じように、我々のその生活の最低限のレベルを保障するためのものだというふうに考えれば、それは別に個人の財産だからという理屈には必ずしもならないと思いますし、実際に政府も、いわゆる生活再建支援法という法律でそれはもうやっているわけですし、有名なところでは、鳥取県なんかもういわゆる住宅の再建支援金を出したというような形があって、あまりそこが個人資産かどうかということは、問題ではないと思います。

もう一つ、問題は、よく言われるものが、そういった補助をすると自助をやらなくなるのではないかと指摘がありますね。これは、非常にもっともなんだけれども、実際に例えばいろいろな公的な支援、事後的な保障の支援をしたからといって、事前の備えを怠るということ、少なくとも実証的に示した研究というのはいないんですね。むしろ逆に、例えば地震保険に加入している人というのは、一般的には自分の家が弱くて壊れるかもわからないから、そういう人ほど地震保険に入るインセンティブが高いはずなんです。でも実際にそうかという、そうではなくて、地震保険に加入している人は、耐震化をする、耐震化をした人ほど地震保険にも入るといった傾向があるんですよ。全く逆なんです。

だから、もちろんそういう事後的な保障があることによって、自助に備えるインセンティブがないかという、断言はできないけれども、少なくともあったと言われる実証的な根拠はないし、むしろ、地震に備えるか備えないかというものは、お金の問題よりは、むしろ災害に関する知識だとか、そういった経験があるかどうかだとか、そういった部分による部分がすごく大きいと思うんですね。

だから、そういった観点から言えば、個人資産だからやってはいけないということは全然なくて、あとはその財源の問題と、その市民にどこまでそれが金額的として説明できる

かという、そういう部分で判断されることではないかと私は思っています。

(山沢会長)

ありがとうございます。ほかにどうぞ。

(野原委員)

野原と申します。私は民間の立場でございますので、今のお話を承って大変勉強になりました。

このBCPというものについては、かなり社内でも強化をして、最近はいわゆるコンピュータのバックアップを、今までは長野県と東京とかというふうにやっていたんですが、どうもこれは電力会社ごとに、3つぐらいに分けたほうがいいのではないかとというような話も出て、実際もう既に3カ所に、電力会社ごとに変えました。

そういうようなことを言っておりましたら、たまたま、よそのほうの自動車会社の方ですが、もう日本ではだめだと。ですから、バックアップを海外にも持っていくというようなことで、やはり民間の企業としてはかなりこの対応については早いんですね。それで、本社機能を2つに分散して、例えば長野県なり東京なり関西の1カ所やられたときには、どこに本部を持って行って、どういう指令系統でやるとかというような体制はもう既にできているんですね。今、そういうようなことで、ある程度安心をして、別に災害が来るのを喜んでいるわけではないんですが、ある程度の対応ができるというような感覚でおりましたけれども。

今日は総合計画審議会で、今度は企業の物の考えではなくて、長野県でございますから、長野県のことを考えた場合に、やはり今、お聞きして一番大事なのが、この地域コミュニティの機能強化ということです。それと県なり市町村とのかかわりが、どれだけこういうときに連携がとれるかというようなことを、今後の総合計画の中にもそういう体制を織り込むにはどうしていったらいいのか、というような参考のご意見をちょっといただければというふうに思いまして。

(永松委員)

県と市との・・・

(野原委員)

市町村がありまして、県という立場がありますね。市町村が大体単位で、そのところで問題が起きてそこで解決されますね。さっきおっしゃったのは、県のほうに情報が集まらない。それで手だてもできない。一方では、今度、地方事務所がありますから、地方事務所単位にある程度は連携がとれると思うんですが。

そういう点で、市町村との連携というのが県としてどういうふうにしていったらいいのかと。それを総合計画の中にどういうふうにうたったらいいのかというのが、ちょっとよぎったものですから、参考意見をお聞きしたいと思っております。

(永松先生)

というのは、その災害対応の局面でということですか。難しいですね。

やっぱり基本的には、もう各市町村に県の職員が行って情報をとってこないと、あるいは、だからこれまでの災害は市町村はそれなりにやっているんだけど、なかなかその情報が県に上がってこなくて、県がやきもきするということが多かったんですけど、今回の場合は市町村が全く何もできていないところから始まりますので、まず市町村が動かなくなったときに、そこは、とにかく外部からの応援をつぎ込んででも何とかその機能を回復するということが非常に重要で、それはおそらく県レベルだけの話ではなくて、もうこれだけの大災害になると、それはもう全国レベルでそういった仕組みというものをやっぱりつくっておかなければいけないと思うんですね。

アメリカなんかですと、そういった行政職員の相互応援協定というのは、これ非常に議論があるところなんですけれども。日本の場合のその災害応援協定というのは、各市町村が個別にもう結んでいます。それぞれの、例えば今回の場合、ある程度機能したと言われているのが気仙沼市と東京都の目黒区です。目黒のサンマ祭りというのを何かやっているという関係で、非常に平時のつき合いが強かったらしいんですね。そういうような個別のつながりがあったから、そういうところが応援に行っただと。

ただ、日本の災害対応のすごく弱い部分というのは、その市町村同士のつながりがかなりアドホック（特定目的）だし、あるいは、個別に応援協定とかを結んでいるようなケースもあるけれども、かなりもう個別にやっちゃってしまっているんですね。アメリカなんかですと、それは一つの協定にみんなが参加して、そこに事務局があって、相互に応援を調整するというような形でやっているんですが。それはちょっと県のレベルでというよりは、もう国レベルで相互応援をどうするかということは、おそらくこれから国のほうでも真剣な検討がなされていくかなと思っております。

基本的に、やっぱり県は市町村と情報連携をするということになってきますと、やっぱり県の職員が自らそこに赴いて行って情報をとるという、必要な人間がとりにいくという形にしないと、なかなか市町村から情報が回ってくるということは、それはもうできないということはいろいろな災害で経験済みだと思います。

それから一つ、せつぱくなんで、BCPの話をちょっとさせてもらってもいいですか。

中小企業さんの場合、BCPというか、その事業継続計画を各社でつくるというのはかなり限界がございますね。つまり自分のところの生産設備が、一つしかない生産設備がやられた場合に、どうやってそれを代替するんだといったときに、おそらくもうほとんどの企業は何もできない。中小企業の場合、そういうケースが非常に多いんですね。それで、今、注目すべき試みとして出てきたのが、神奈川県金沢区でしたか、いわゆる板金関係の組合があるんです。メッキとかをやっている組合。あそこが、何かあったときにはお互いに融通し合いましょと。お宅がつくれなくなったらうちでつくってあげますよということを、その区の中でそういう協定を結んだと。ところが、同じ区なのでみんなが被災するかもしれないということで、今度はそれと、新潟の燕市に同じような工業団地があって、そこが相互応援協定を結んで、何かあったときには、お宅でつくれなくなったらうちでつくりますという協定を結んだんですね。これがまたおもしろいのは、災害時だけの仕組みではないんです。つまり平時である会社にドカンとまとめて仕事に来て、今までだったらさばき切れないと断っていたものを、その協定があることによって、ちょっとこれ

一時的にうちの名前でつくってくれないかみたいなことができるようになったというんですね。

これまでBCPというのは、ある意味、それをつくっていくことにおいて他社に差をつけようみたいな、他社を出し抜くための一つの企業戦略みたいな形でBCPということ、国も訴えてきたところがあります。だけど、これからの時代というのはそうではなくて、共存共栄を図るBCPといたしましょうか、特に中小企業の場合は、お互いが生き残るためにお互いに連携しましょうという共存共栄型のBCPという発想が、多分、これから重要になってくるだろうなというふうに思います。

(山沢会長)

どうもありがとうございました。長野県の場合、ビジネスではなくて産業ですよ。農業とか産業全体をどういうふうにして持続させるかという、そういうプランがないとだめですよ。

(永松先生)

今の場合は、共存共栄型のこういう、相互、支援組織というのは非常に大切だと思います。他県との間でですね。

(山沢会長)

どうも失礼しました。どうぞ。

(増田委員)

NPOの支援の関係で活動している増田と言います。

ちょっと話がずれてしまうんですけども、今回の震災で非常に気になったことのひとつが、避難所にいる社会的弱者と言われる方たちの対応なんですね。普段は家庭にあって普通に暮らせる方たちが、避難所にいることによって非常に困難な生活を強いられるという現状を非常に危惧をしております、何か事前に備えておかないといけないのではないかなというようなことを強く思ったことです。具体的に言えば、アレルギーを持っている子どもに対する支援、あと、見た目は全然そういった障害があるということがわからない難聴の方、お年寄りの中にもそういった、困難な部所をお持ちの方が多いと思うんですけども。特に、子どもについてはすぐに命にかかわるということもあります。

そういったことを、NPOは非常にそういう部分では活躍できるんですけども、やはり行政の中でも、そういった部分での何らかの施策というのは持っていたほうがいいのではないかというのを非常に強く思っていますので、そのあたり、ご意見があったら是非お考えをお聞かせいただきたいんですけども。

(永松先生)

非常に重要な問題ですよ。私自身、今回の震災でそういった人がどれだけいたのかという、そういう具体的な情報はちょっと持ち合わせていないんですけども。

中越沖地震のときなんか、いろいろとその地域コミュニティの調査をしたときに言わ

れたのは、ちょうどあれは、あの地震は障害者自立支援法ができて初めての大きな災害であったとかということもあって、かつては、ある意味、施設入所されていらっしやったような方々が、今、結構地域にいらっしやると。そして、そういうこと自体を地域コミュニティの方がほとんど知らなくて、ふたをあけてみたら、こんなにいたのかみたいなことがすごく問題になって。おそらく、今回もそういったことはやっぱりあったのではないかと思うんです。

なかなかそういった人たちを避難所の中でどう扱っていくか。今、例えば国のほうとして出しているのが、いわゆる福祉避難所ということで、そういう特別なニーズを持っている人たちを、福祉避難所というものを設置してそこに避難をしてもらうということが、一応、その形としてあって、それは、例えば中越沖地震のような、インフラにそれほど大きな被害がないような災害だとそれなりには機能しているんだけど、おそらく今回の被災地では、そんな福祉避難所と言っているところの騒ぎではきっとなかったんだろうなと思います。

理想を言えば、それはある程度、その地域の中でケアできるということが理想ですけども、他方でやっぱり専門的な支援というものも必要ですし、そういった部分の機能分化をどう図っていくかというのは、これはもう事前に地域の中で話し合っておくよりないと思います。そういう人たちがいるということの事実が認識されないまま、いざふたをあけたときに言われてもというか、それはもう災害時の問題だけではなくて、平時において、そういう話し合いをしていくよりほかはないんだと思います。

(山沢会長)

ほかはございませんか。

(武者専門委員)

信州大学の武者と申します。なかなか示唆に富んだ発表をありがとうございました。

お聞きしたいのは、合併と災害という論点なんですね。というのは、長野県はご存知のように、ある種、市町村合併が非常に中途半端に進みましたので、広域な行政域を持っているところと、いわば小学校区がそのまま残っているような村があったりして、非常にそれがごったになっているわけですね。

そういうとき、先ほど先生のお話の中では、震災直後は、情報伝達のような側面で、ある種、その合併がマイナスに働いた面もあるのではないかというようなご指摘があったような気がしたんですけども。むしろ先生の減災というスキームのポイントは復旧のもうちょっと長いスパンの話ですよ。そこで復旧期で行政の広域化というのがどういう意味を持つんだろうかというのがちょっと気になっていまして、2つほどちょっとお伺いしたいんですが。

1つは、半ばもう答えは出ている。これまでの質問で出ている話なんです。結局、最も機能する自主防災組織の範囲みたいなものですね。それが、なるほどその昭和の大合併以前は小学校区が行政区域とほぼイコールであったでしょうから、非常にそれがうまく対応していたと思うんですけども。それが長野県のように、非常に広域な合併した市域を持つような場合、やはりそれを埋めるような形で、ある程度機能的なやっぱり自主防災組

織というものをもうちょっと意識的に、自覚的に組んでいったほうがいいのかという点が一つです。

それからもう一つは、必ずしも、では広域化がもちろん、多分、マイナスばかりではないと思うんですけども、今日の資料の中で、水俣の事例があったのをちょっと拝見したんですけども。要するに、災害があったあと、復旧する場合に、災害復旧事業だけでは、要するに国庫のお金だけでは非常に決まったことしかできないから、もう少し柔軟なお金の使い方があってしかるべきじゃないかというようなお話だったと思うんですけども。そういうときに、例えば、ある程度広域化して財政力がある自治体であれば、自主財源で、そういった国に頼らないような地域コミュニティのソフト事業なんかにも充てる事業なんかも、そこから工面できるのではないかと。そういうふうにと考えると、ある程度、合併というのもプラスにとらえられるのかなというようなことを感じたわけですけども、その辺についてもちょっとご意見いただければ幸いです。

(永松先生)

もう既に先生のほうでも答えが出ていらっしゃっていて、それは基本的に私も賛成でございます。まず、やっぱり合併の中長期的、まず最初の中長期的な話から言いますと、市町村域が広がることによって、例えば、これなかなか申し上げにくいんですけども、漁村集落を何かしらの形で集約化して強化するといったようなダイナミックな議論は、それぞれの小さな市町村のままよりはしやすいでしょうね。ただ、一緒になったからすぐそういう話ができるかということ、そんな簡単なものでもないんですけども、可能性としては、それは一つあるだろう。特に自治体の財政ということ考えたときに、そういう形での議論にならざるを得ないということはあるだろう。それをよくないととらえる人もいるかもしれませんが、逆にそれをメリットとして、その市町村域をメリハリつけて再編していくということは、どうしてもやっていかなくてははいけないと思います。

それから2番目に、デメリットとして、やっぱり防災面でいうと、市町村が抱えるハザードというか、災害の種類がかなりやっぱり広がってしまうんですね。長野県はどうかかわりませんが、私になるほどなと思った事例は和歌山県の事例で、沿岸部の自治体が内陸部の自治体と引っついてしまったから、津波だけではなくて、河川の氾らんにも対応しなければいけなくなって、その河川もまた複数の水系にまたがるみたいな話になってきて、やっぱり河川というのは一つ一つ表情があって、特色があって、その地域に住んでいる人たちは、大体こうなると危ないとか、これだったら大丈夫だということを、やっぱり経験的にわかっている部分というのも非常に大きいし、あるいは市町村で大体どの辺が浸かりやすいということを、狭い市町村域だったら、その職員はもう肌身を持って知っているわけですけども、合併したとたんに、その防災担当の職員が全然知らない地域まで、そこまで判断して、それで避難勧告を出したりしなければいけないというような話になるわけですね。

実際、2年前の兵庫県佐用町の水害でやっぱりそういうことがあったわけですけども。そうすると、結局、今、どういう方向になっていっているかということ、もう雨量の基準とかそういうものを定めて、それを超えたら自動的に避難指示とか避難勧告を出すというような形で、遅れのないような形で行政が避難勧告を出すということを求められるような

ってきているわけですね。ただ、そうなる、何というんですか、そういう基準に満たなくても危ないとかという場合というのは、やっぱりもう地元で判断しなければいけなくて、何かあったときに、もう行政は基準を満たしたから出しましたとか、満たしていないから出していないとしか言えなくなる。だからある意味あてにならなくなってくるわけです。それならば雨量のデータをそのまま市民に提供するのと変わらない。

そういったところでは、先生がおっしゃられたように、ある意味、自主防災組織そのものが、もう自分たちで判断して動けるというような体制もやっぱり築いていかなければいけないし、それはもう市内全部が同じような形で進んでいくというようなことではなくて、もうやる気があるところは、自主防災ではなくて、例えば地域福祉計画をつくったときのメンバーがやりますでもいいというような、ある意味、多様化していくようなことも許容しなければならぬのかなという、そういう感じで考えています。

(武者専門委員)

私も、その避難の標準化というんですか数値による、それ非常に危険な、何というか動向という、でも、先生の言われるそのリスク評価にある種、通じるものがあるのではないかなというような気がしています。

(藤原委員)

いいですか。今、武者先生の話ですが。今回の災害で、本当に合併等によって不利益が出たところが相当あるわけです。やはりコミュニティが異なったということもありましたし、それから情報管理がしっかりできないという決定的なものがありまして、情報管理がしっかりできないと命令系や指令系がしっかり動かないということでありまして。多分、しっかりまだ把握していないんですが、今、関連市町村、被害関連市町村36ですか、市町村が、あの沿岸が、多分、合併前はその倍以上あったと思うんです。ですから、合併した小規模町村は非常に不利益をこうむっているというのは、検証として、今、出てきております。これしっかり見極めて、今後のいろいろな防災に役立っていかなければいけないと思いますが。非常にかつての村境とか、町の境とか、市との境とかというものを乗り越えてしまったので、非常にそういう地域意識というものが非常に薄れてしまって、その辺が非常に今回の災害後の対策も遅れをとっているというような状況かと思えます。

私も災害直後、4回現場へ入りましたが、行って見て、全く我々が感じなかったような被災者と救済者の関係が現場に起きているということでありまして、我々被災者の目で入っていくんですが、救済者の目が非常に薄くて、もう遺体収容で10日間も家へ帰っていないくて、もう上着が全くなくて、ジャンパーの袖には肉片までついているのを10日も20日も着ているというようなことがあって、ある町へ行きましたら町長さんが飛んできて、本当にここでは、今、被災者の話しかできないけれども、救済者の話をぜひ聞いてもらいたいということで、すぐ役場職員のジャンパーを見つけてもらいたいということですぐ何百着かを送りましたが。そういう1つの現場で2つの事象が起きていて、そういうものもしっかり見られるような災害対策をしていかなければいけないんじゃないかということを痛感してきました。

その辺もぜひ学術的にもいろいろ裏づけをしてもらって、しっかり今後の地域防災に役

立てるようなことができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(山沢会長)

まだいろいろあると思うんですけども、時間がまいりましたので、意見交換はここまでとしたいと思います。

永松先生、今回は遠いところまでおいでいただきまして、大変参考になるいいご講演をいただきました。ありがとうございました。またいろいろ率直な意見交換をさせていただきました。本当にありがとうございました。

これから、私どもで長野県の長期にわたる総合計画を立てていく上で、防災は非常に大きなファクターでありますので、またいろいろわからない点をお聞きしたり、お知恵をお借りしたいことがあるかと思えます。その節はよろしくお願いいたします。

それでは、もう一度、拍手をお願いいたします。

(拍 手)

(山沢会長)

ちょっと、2、3分お休みということでございます。12、13分からお願いします。どうもありがとうございました。

(3) 会 議 (その2)

(山沢会長)

再再開ということによろしゅうございますでしょうか。

現時点での新たな総合5か年計画策定の進捗状況、それから、次回の審議会の開催日程等について、事務局からご説明を申し上げます。お願いいたします。

(岩嶋企画課長)

資料5をご覧いただきたいと思います。この資料、一度ご覧いただいておりますが、計画期間、これが部長のあいさつにございましたとおり、確定しております。平成25年度から29年度の5か年ということになりました。したがって、それに伴いまして、4の策定日程が変わっております。総合計画審議会の欄をご覧になっていただきたいんですけども、これまで諮問、現状認識、それと今日の震災の影響についてご講演と審議があったわけなんですけど、それに、めざす姿だとか、今後の施策展開の方向について、回数を二度増やしてご審議をいただきたいと考えております。

2ページをご覧ください。

1の計画期間、策定期間の表明、これは今申し上げたとおりです。

2の専門委員会議における審議経過及び主な内容でございますけれども、専門委員会議は、今日を含めまして、二度、これまで開催しております。第1回では、審議会での議論の整理だとかいろいろな確認を行っております。本日は計画をどうやって展開していくかという、そのイメージだとか、時代の潮流、長野県の特徴について議論をしております。第3回は10月中旬を予定しておりますけれども、次回の審議会に向けまして、長野県を取り巻く環境や今後の長野県がめざす姿について、専門委員会議としての意見を集約していきたいと思っております。

3番の県民意見です。これまで途中経過をお話してまいりましたが、県民意見の募集、6月30日まで行いました。1,142件のご意見・ご提言を受けつけております。

また、若者との意見交換会を始めております。信州大学経済学部、具体的には武者先生のゼミにお願いしまして、意見交換を8月5日に行いました。これから松本大学、長野大学、県短期大学においても同様に、若者との意見交換を行っていく予定になっております。

今後を含めまして、当面の新たな総合5か年計画の進捗状況についてご説明いたしました。以上です。

(山沢会長)

それからもう一つ、日程調整のほうについて。

(岩嶋企画課長)

申しわけございませんでした。お手元に、総合計画審議会の日程についてという依頼文書が行っております。9月9日までに企画課まで提出していただきたいんですけども、お目通しいただきますと、欄が4つありますが、4日間ございますけれども、11月11日と14日については午前で、午後は会長等のご予定がつかみませんので、11月9日の午前、午後、11日

の午前、14日の午前、21日の午前、午後、いずれかといえますか、出席可能なところに丸をつけていただいてご返送、ファックスでご連絡いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(山沢会長)

ただいまご説明がございましたように、1点は、資料5にございますように、総合計画の策定の日程についてご説明したとおりでございます。2回ほど専門委員の皆さんにはご議論いただいているわけでございますけれども、これを見ますと、2カ月に一回程度、しよっちゅうこれから開いていただかなければいけませんので、上原専門委員初め4名の専門委員の方には、大変お忙しいこととは思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

それからこの計画、審議会そのものは、23年度を見ますと2回ほど、24年度に4回ほど予定しているようでございます。次回は11月ということで、先ほど案内がございましたように、9日、11日、14日、21日の間で、この日程調整の出欠欄に丸をつけて、ご返送をよろしくお願い申し上げます。

皆様のほうから何か要望等、ご意見がございましたらどうぞ。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議事は以上で終了でございます。皆さん、長い時間でございましたけれども、熱心なご審議、ありがとうございます。私はこれで一応退任ということになります。ありがとうございました。

(中坪企画幹)

山沢会長並びに委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、長野県総合計画審議会を閉会いたします。

なお、このあと土地利用・事業認定部会をこの会場で引き続き開催させていただきます。お疲れのところ恐縮でございますが、土地利用・事業認定部会の委員の皆様には、準備ができますまでいましばらくお待ちいただきますようによろしく願いいたします。